



arigato MASHIKI
KUMAMOTO

益城町 こども 計画

令和7年度（2025年度）➤ 令和11年度（2029年度）

未来^{みらい}を担^{にな}うこども・若者^{わかもの}が健^{すこ}やかに育^{そだ}ち、尊^{そんちよう}重^{そんちよう}され、活^{かつやく}躍^{かつやく}するまち
子^こ育^{そだ}て世^せ代^{だい}が安^{あん}心^{しん}できるまち “こどもまんなか益^{ましき}城^{まち}町”



はじめに

近年、こどもや若者、そして子育て世代を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況の中で、未来を担うこども・若者が健やかに育ち、子育て世代が安心して暮らせる環境を整えることは、魅力的なまちづくりのために不可欠な取組だと考えています。

本町では、令和2年（2020年）3月に、子ども・子育て支援法第61条に基づく「すくすくえがお益城っ子プラン（第2期益城町子ども・子育て支援事業計画）」を策定しました。

この計画では、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までを計画期間とし、「みんなで子育ていきいき親子」を基本理念に掲げ、各種施策を進めてきました。

このたび、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」として、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までを計画期間とする「益城町こども計画」を策定しました。

本計画では、「未来を担うこども・若者が健やかに育ち、尊重され、活躍するまち 子育て世代が安心できるまち “こどもまんなか益城町”」という基本理念を掲げています。この理念に基づき、すべてのこども・若者と子育てを行う保護者にとって暮らしやすく、生きる喜びを実感できるまちの実現を目指して施策を進めてまいります。

今後とも町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「益城町子ども・子育て会議」の委員の皆様、そして、各種アンケート調査やヒアリング、パブリックコメント等を通して、貴重なご意見やご提案をいただきました町民の皆様、並びに関係者の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

令和7年(2025年)3月

益城町長 西村博則

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の法的根拠と位置づけ.....	5
3 計画の期間.....	6
4 計画の策定体制.....	6

第2章 益城町の現状

1 こども・若者にかかる統計状況	8
2 保護者やこども・若者本人、関係者への調査.....	15
3 子どもの生活実態調査結果概要(熊本県実施).....	28
4 第2期計画[令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)]の施策評価	31

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念.....	37
2 基本目標.....	37
3 施策の体系	38

第4章 施策の展開

基本目標1 地域全体でこどもまんなか社会を実現するまち	40
基本目標2 安心してこどもを産み育てることができるまち.....	41
基本目標3 こども・若者が健やかに成長し、希望をもつことができるまち	48
基本目標4 多様なこども・若者、子育て世代が置かれた環境に関わらず幸せに暮らすことができる まち	60
基本目標5 こども・若者が安全に暮らすことができるまち.....	66

第5章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定	69
2 「量の見込みの算定」について.....	69
3 子ども・子育て支援給付の確保方策	70
4 地域子ども・子育て支援事業の確保方策.....	73

第6章 計画の推進体制

1 協働による計画の推進.....	85
2 計画の達成状況の点検・評価	86

資料編.....	87
----------	----



第1章 計画の策定にあたって

(1) こどもに関する政策の動向

近年、少子高齢化による子育て世帯の減少、都市化・核家族化の進行などによる子育て中の家庭の孤立、女性就業率の上昇に伴う保育需要の高まり、こども・若者のひきこもり、自殺、犯罪をはじめとした生命・安全の危機など、こども・若者及び子育て世代をめぐる様々な課題が顕在化しています。

このような中、国では令和5年(2023年)4月に、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」を施行し、同年12月には、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項について定めた「こども大綱」を策定しました。

こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたものです。「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会」である「こどもまんなか社会」を目指しています。

本町では、これまで子ども・子育て支援法第61条に基づく「すくすくえがお益城っ子プラン(第2期益城町子ども・子育て支援事業計画)(以下、「第2期計画」という。)」を令和2年(2020年)3月に策定し、幼児教育・保育事業を提供するとともに、こどもの生きる力を育成する環境の整備やこどもの貧困対策の推進を図ってきました。

(2) 計画策定の目的

今回、第2期計画期間が令和6年度(2024年度)に最終年度を迎え、第3期計画を策定するにあたり、こども基本法・こども大綱の趣旨を踏まえつつ、本町のこども施策をわかりやすく体系化するとともに、より一層充実させることに加え、若者対策等も視野に入れた「市町村こども計画」として、「益城町こども計画」を策定します。また、本計画は義務計画である「子ども・子育て支援事業計画」を含むものです。

--- 「こども」の表記について ---

「こども」の表記には、「こども」「子ども」「子供」などがあります。

こども基本法では、青年期の者を含めて「こども」と表記され、「こども」について「心身の発達の過程にある者」と定義されています。

このことを踏まえ、本計画においても、乳幼児期・学童期・思春期・青年期において必要な支援が特定の年齢で途切れないように支えていくことを明確化するため、法令に根拠がある語など特別な場合を除いて、ひらがな表記の「こども」や「こども・若者」を使用しています。

図表1:こども基本法の概要

<p>目的 (第1条)</p>	<p>日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する</p>
<p>「こども」の定義 (第2条)</p>	<p>18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう、「心身の発達の過程にある者」を「こども」と定義</p>
<p>「こども施策」の定義 (第2条)</p>	<p>「こども施策」とは、こどもや若者に関する以下のような取り組みのこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大人になるまで切れ目なく行われるこどもの健やかな成長のためのサポート (例:居場所づくり、いじめ対策等) ●子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現のためのサポート (例:働きながら子育てしやすい環境づくり、相談窓口の設置等) ●家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備 (例:親子関係再構築や家庭復帰の支援、親族等による養育への移行支援等) ●これらと一体的に行われる施策 (例:教育施策、医療政策、雇用施策〔若者の社会参画支援含む〕等)
<p>こども施策の 基本理念 (第3条)</p>	<p>①全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること</p> <p>②全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること</p> <p>③全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること</p> <p>④全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること</p> <p>⑤こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること</p> <p>⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること</p>
<p>地方公共団体 関連事項</p>	<p>【地方公共団体の責務】(第5条) 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する</p> <p>【都道府県・市町村こども計画の策定(努力義務)】(第10条) 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努める(こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表) 各計画は、既存の各法令(※)に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能 ※子ども・若者育成支援推進法第9条、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条等</p> <p>【こども等の意見の反映】(第11条) 地方公共団体は、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講じる 聴取した意見が施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバックすることや広く社会に発信していくことが望ましい</p> <p>【関係機関・団体等の有機的な連携の確保(努力義務)】(第13・14条) 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用等を講ずるよう努める</p>

図表2:こども大綱の概要

<p>概要</p>	<p>こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるもの</p>
<p>「こども」の定義</p>	<p>「こども」は、「乳幼児期」(義務教育年齢に達するまで)、「学童期」(小学生年代)、「思春期」(中学生年代からおおむね18歳まで)、「青年期」(おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。)とで分けて示す <small>※ポスト青年期の者：青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者</small></p>
<p>こどもまんなか社会</p>	<p>こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」 :全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会</p>
<p>こども施策に関する基本的な方針</p>	<ol style="list-style-type: none"> ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する
<p>こども施策に関する重要事項</p>	<p>【ライフステージを通じた重要事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 ○多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ○こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 ○こどもの貧困対策 ○障がい児支援・医療的ケア児等への支援 ○児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 ○こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 <p>【ライフステージ別の重要事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○こどもの誕生前から幼児期まで(妊娠前～幼児期まで切れ目ない保健・医療の確保 等) ○学童期・思春期(質の高い公教育、居場所づくり、高校中退予防・中退後支援 等) ○青年期(高等教育、就労支援、悩み・不安を抱える若者等の相談体制の充実 等) <p>【子育て当事者への支援に関する重要事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子育てや教育に関する経済的負担の軽減 ○地域子育て支援、家庭教育支援 ○共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 ○ひとり親家庭への支援



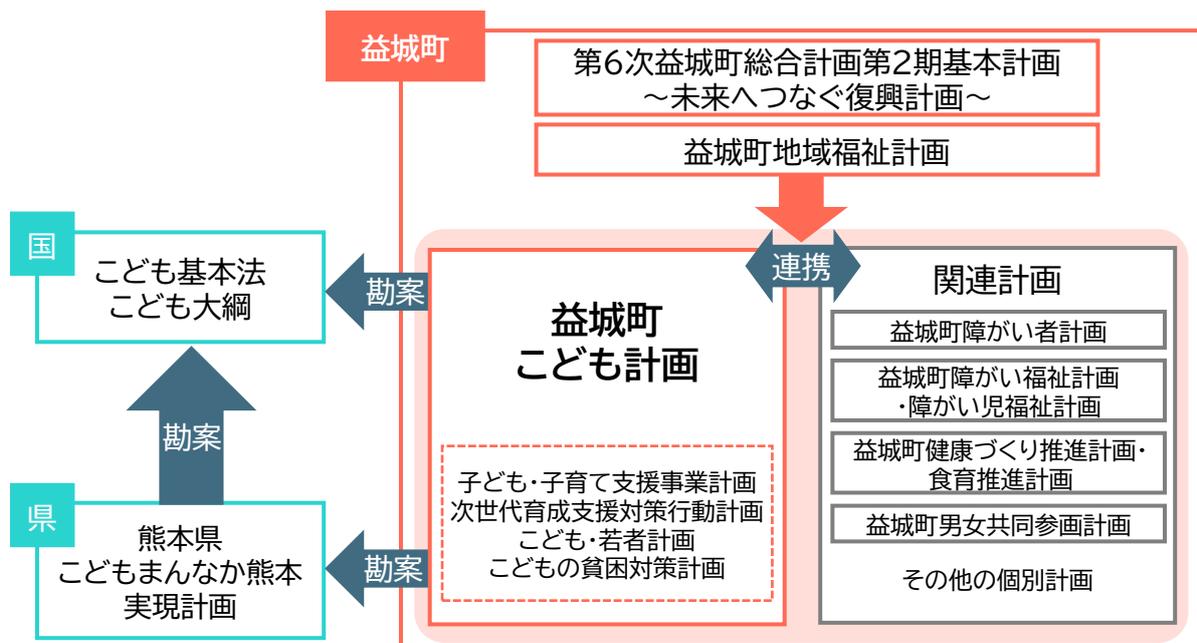
本計画は、「こども基本法」(第10条第2項)に定める「市町村こども計画」として、こども大綱を踏まえ、本町におけるこども・若者への総合的な支援策を包含する計画として策定するものです。

また、本計画は「子ども・子育て支援法」(第61条)に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本町における今後5年間の幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についてのサービス需給計画を含みます。

本計画の対象は、すべてのこども・若者とその家族、地域、企業、行政等すべての個人及び団体となります。なお、この計画において「こども」とは乳幼児期、学童期及び思春期の者、「若者」とは思春期及び30歳未満までの青年期(施策によっては40歳未満までのポスト青年期)としています。

策定にあたっては、「第6次益城町総合計画第2期基本計画～未来へつなぐ復興計画～」及び「第4期益城町地域福祉計画」を上位計画とし、福祉、保健、教育分野の基本計画をはじめとした関連計画の内容を踏まえています。

図表3:計画の位置づけ



3

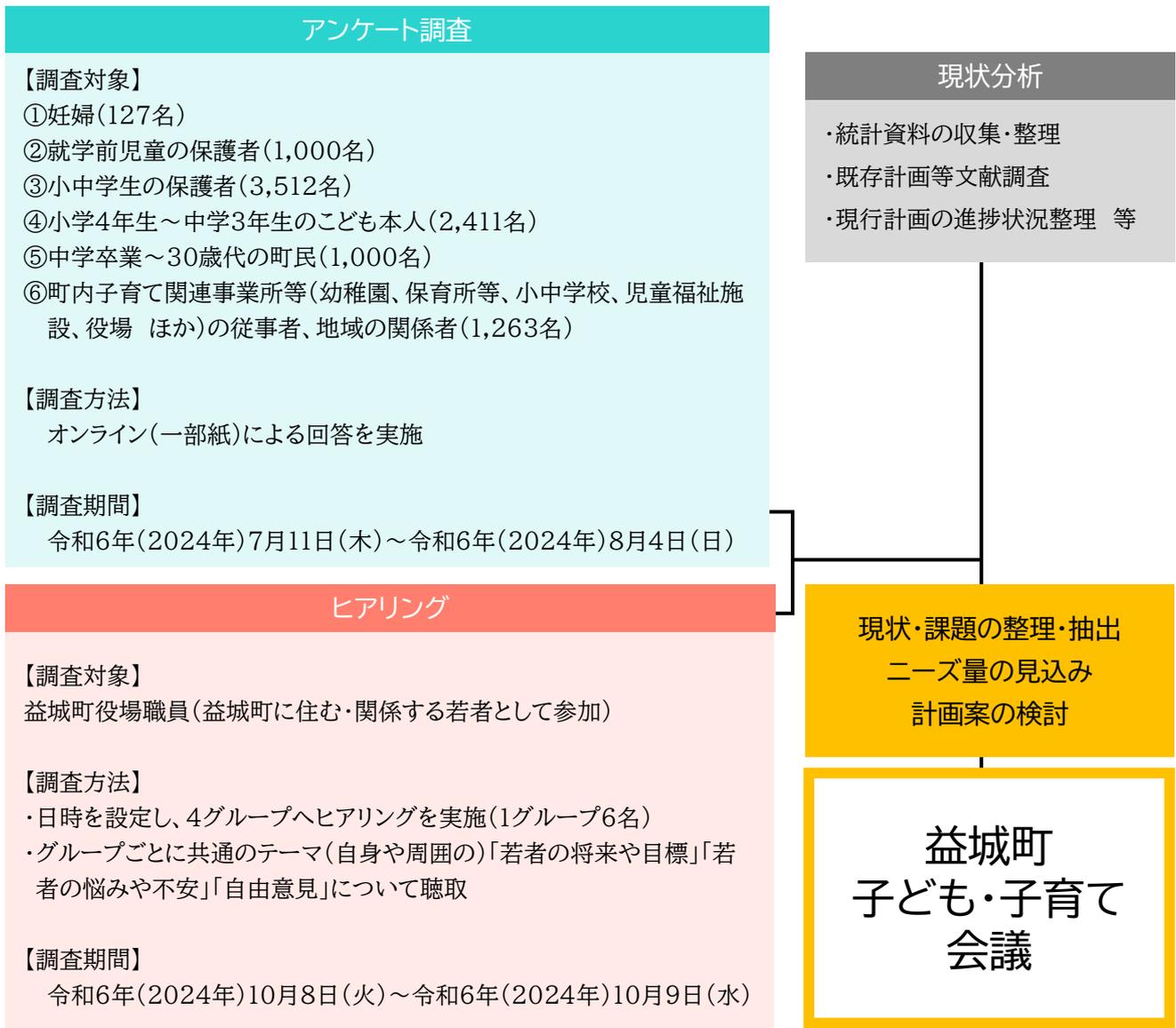
計画の期間

計画の期間は、義務計画である「市町村子ども・子育て支援事業計画」の規定に基づき、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間とします。

令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度～ (2030年度～)
本計画					
				● 次期計画策定	次期計画

4

計画の策定体制



第2章 益城町の現状



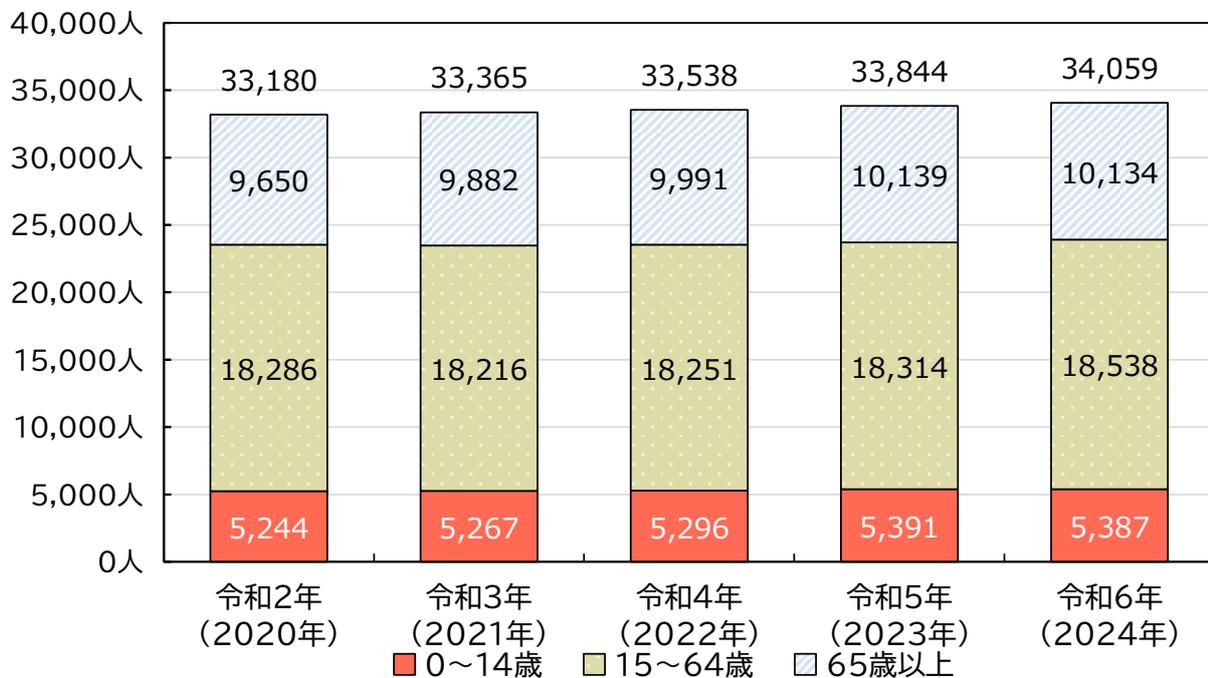
(1)人口・世帯の状況

①年齢3区分別人口構成の推移

本町の総人口は、令和2年(2020年)の33,180人から令和6年(2024年)の34,059人と5年間で879人増加しています。

年齢3区分別にみると、老年人口(65歳以上)と年少人口(0~14歳)は、令和2年(2020年)から令和5年(2023年)にかけて増加し、その後は横ばいで推移しています。生産年齢人口(15~64歳)は、増加傾向にあります。

図表4:年齢3区分別人口構成の推移



単位:人

	令和2年(2020年)	令和3年(2021年)	令和4年(2022年)	令和5年(2023年)	令和6年(2024年)
総人口	33,180	33,365	33,538	33,844	34,059
0~14歳	5,244	5,267	5,296	5,391	5,387
構成比	15.8%	15.8%	15.8%	15.9%	15.8%
15~64歳	18,286	18,216	18,251	18,314	18,538
構成比	55.1%	54.6%	54.4%	54.1%	54.4%
65歳以上	9,650	9,882	9,991	10,139	10,134
構成比	29.1%	29.6%	29.8%	30.0%	29.8%

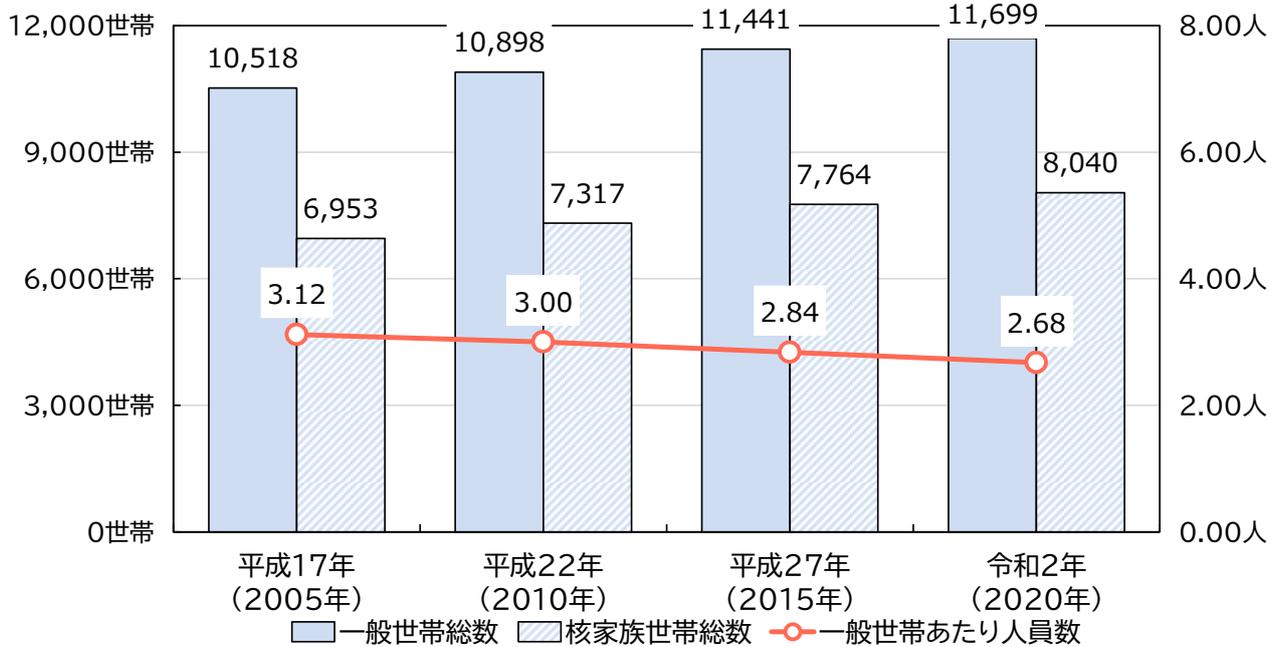
資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

※合計値は年齢不詳を含む

②一般世帯数の推移

本町の世帯構成の推移をみると、一般世帯総数は増加傾向で、令和2年(2020年)では11,699世帯となっています。また、全国的な傾向と同様、核家族化が進んでいる状況にあり、一般世帯あたり人員数では平成17年(2005年)の3.12人から令和2年(2020年)の2.68人と減少しています。

図表5:世帯構成の推移

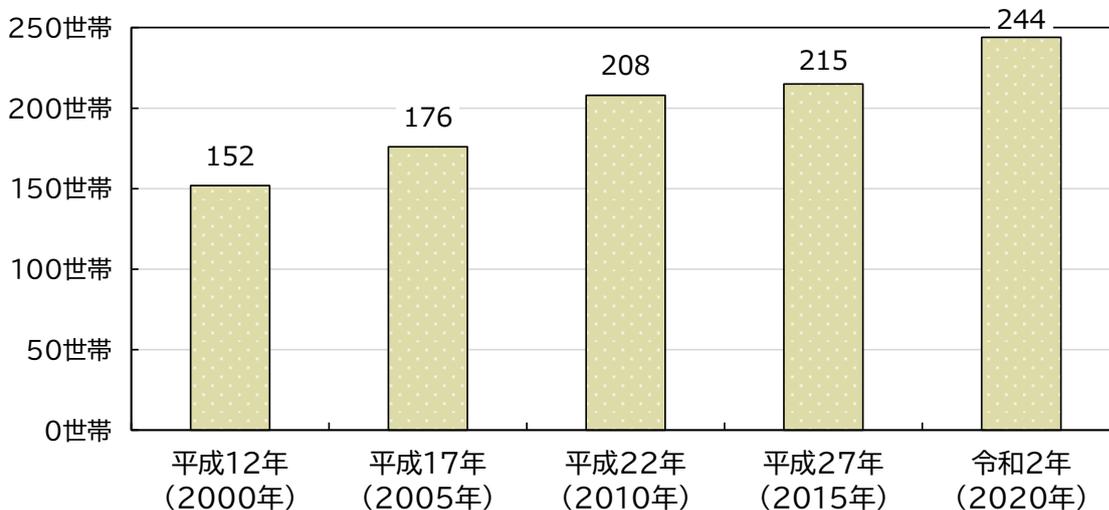


資料:国勢調査

③ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数(未婚、死別又は離別の女親、男親とその未婚の20歳未満のこどものみから成る一般世帯)の推移をみると、平成12年(2000年)から令和2年(2020年)にかけて増加傾向にあり、令和2年(2020年)には244世帯となっています。

図表6:ひとり親世帯数の推移



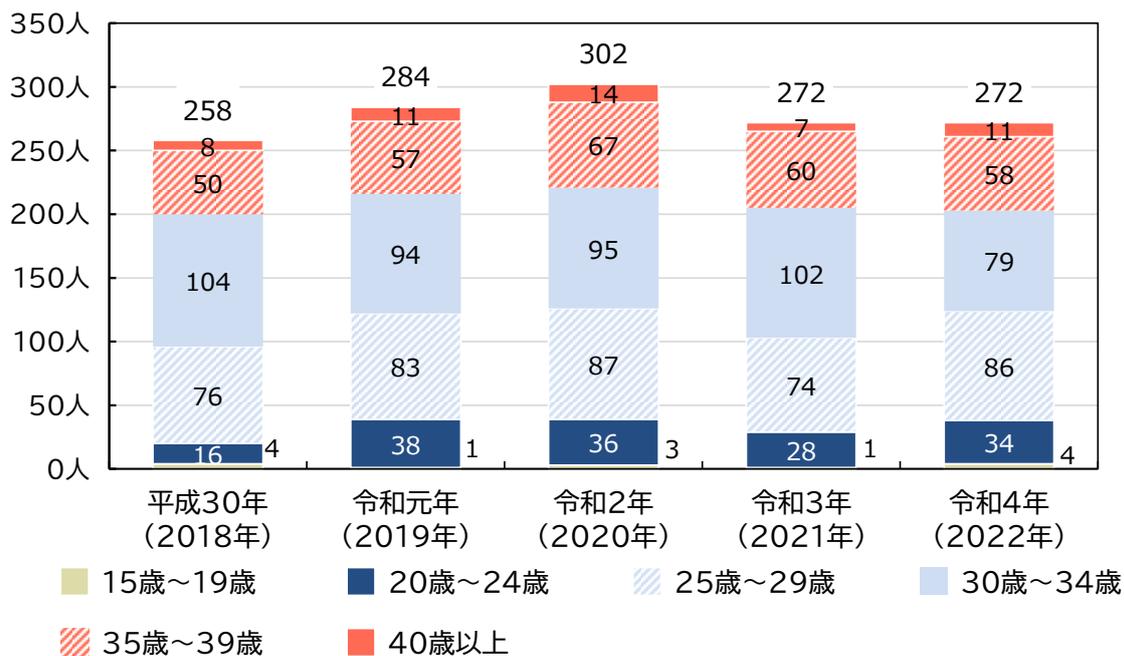
資料:国勢調査

(2)出生の状況

①母親の年齢別出生数の推移

母親の年齢別出生数の推移をみると、合計出生数は、平成30年(2018年)から令和2年(2020年)にかけて増加していましたが、令和3年(2021年)に減少し、以降は横ばいで推移しています。

図表7:母親の年齢別出生数の推移



単位:人

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)
15歳~19歳	4	1	3	1	4
20歳~24歳	16	38	36	28	34
25歳~29歳	76	83	87	74	86
30歳~34歳	104	94	95	102	79
35歳~39歳	50	57	67	60	58
40歳以上	8	11	14	7	11
総数	258	284	302	272	272

資料:益城町

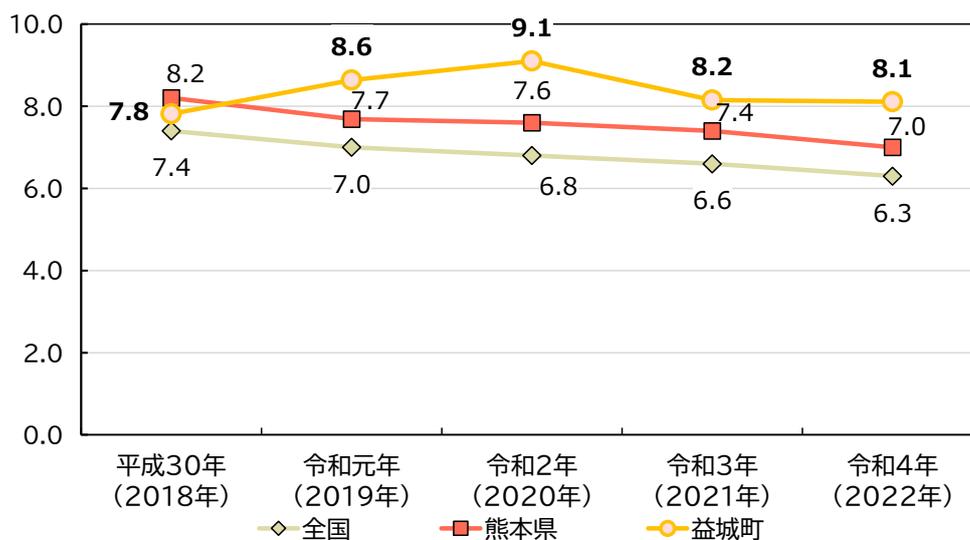
※年次単位[1月1日~12月31日]で算出

②出生率と合計特殊出生率の推移

出生率の推移をみると、令和元年(2019年)以降、全国、熊本県と比較して各年で上回っており、高い出生率で推移しています。

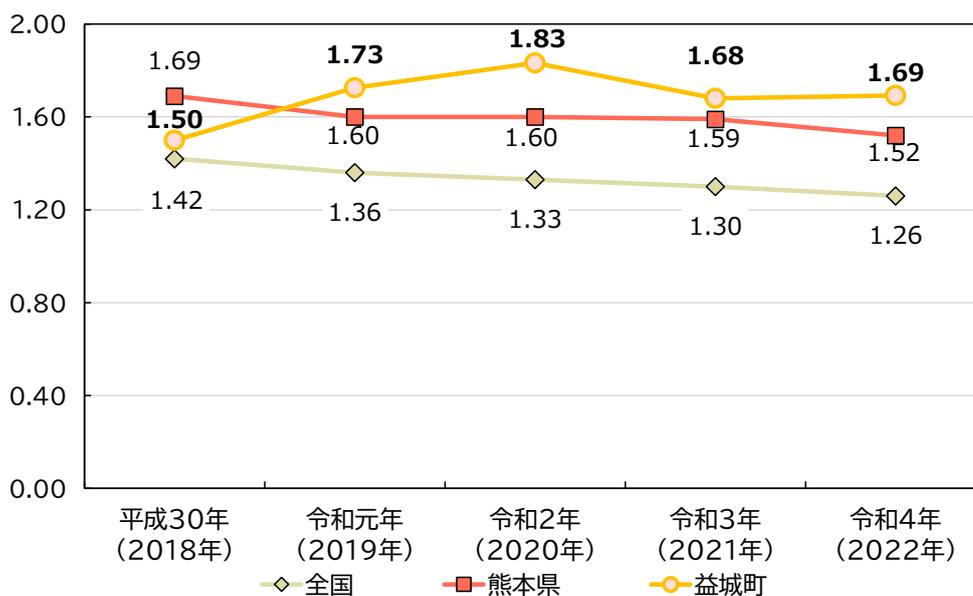
※合計特殊出生率：合計特殊出生率とは、「15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

図表8:出生率(人口千人対)の推移および国、熊本県との比較



資料:益城町は出生数(年次単位[1月1日~12月31日])から算出、
熊本県は「熊本県衛生統計年報」、国は厚生労働省「人口動態統計」

図表9:合計特殊出生率の推移および国、熊本県との比較



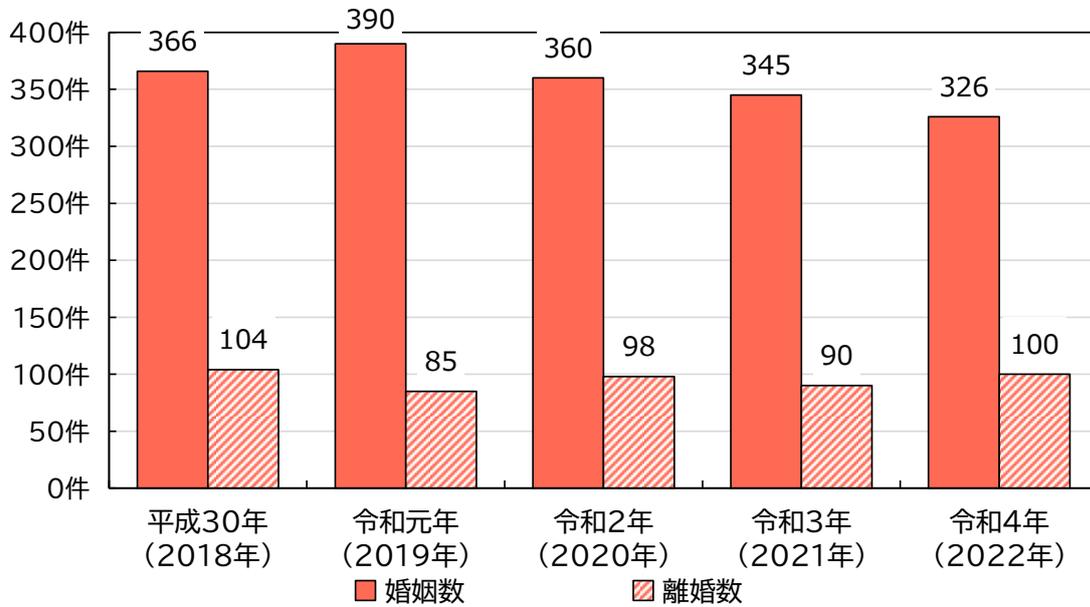
資料:益城町は出生数(年次単位[1月1日~12月31日])から算出、
熊本県は「熊本県衛生統計年報」、国は厚生労働省「人口動態統計」

(3) 婚姻、就労の状況

① 婚姻・離婚の状況

婚姻数の推移をみると、婚姻数は減少傾向にあり、令和4年(2022年)では326件となっています。また、離婚数の推移をみると、増減はありますが、令和4年(2022年)では100件となっています。

図表10: 婚姻数、離婚数の推移



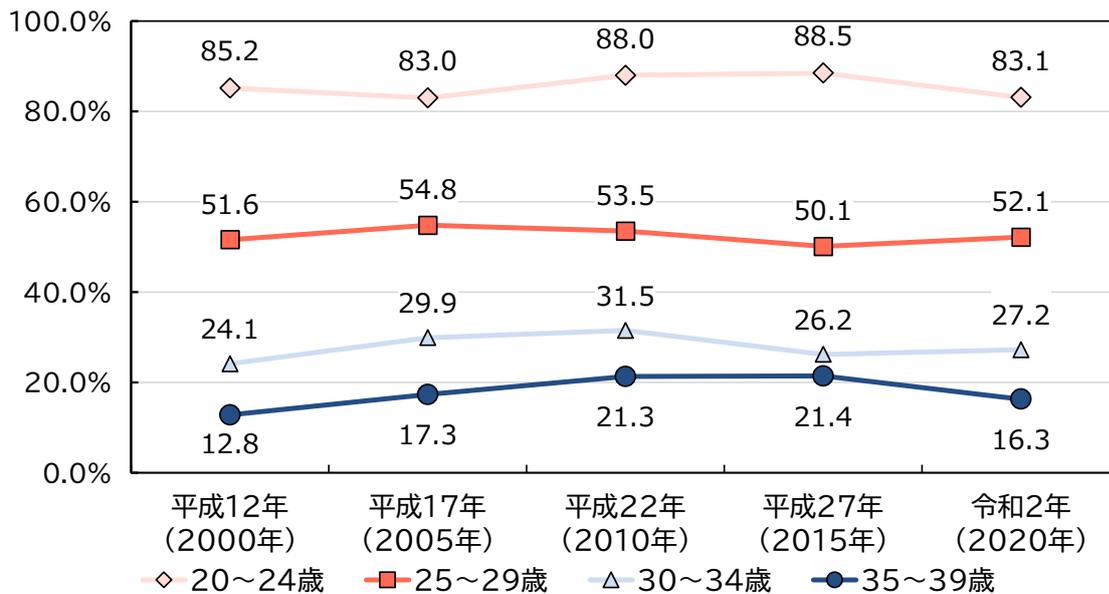
資料: 益城町

②未婚率の推移

未婚率の推移をみると、女性では、平成27年(2015年)から令和2年(2020年)にかけて、20～24歳では、約5ポイント減少しています。25～29歳と30歳～34歳では、1～2ポイント増加し、35～39歳では約5ポイント減少しています。

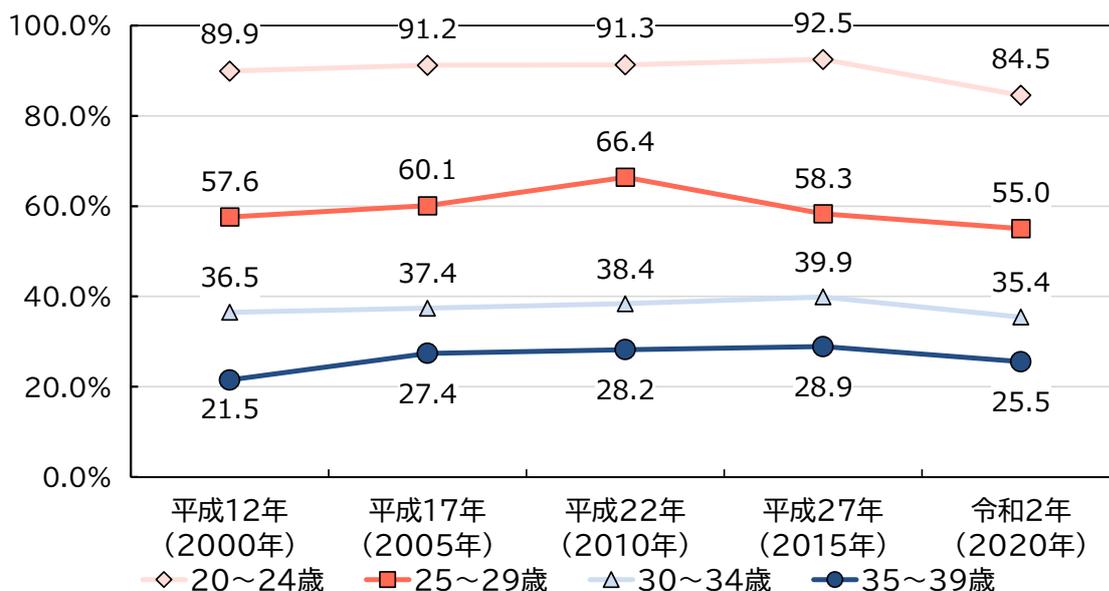
男性では、平成27年(2015年)から令和2年(2020年)にかけて、全ての年齢層で減少傾向にあります。

図表11:女性の未婚率の推移



資料:国勢調査

図表12:男性の未婚率の推移



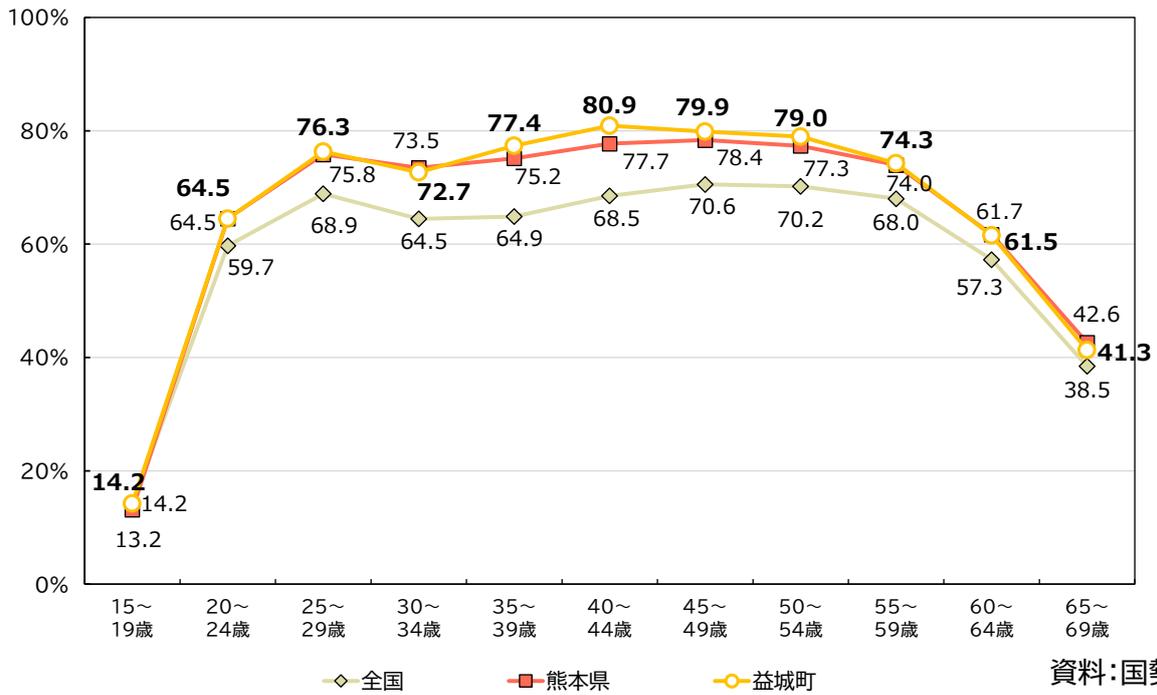
資料:国勢調査

③女性の就業の状況

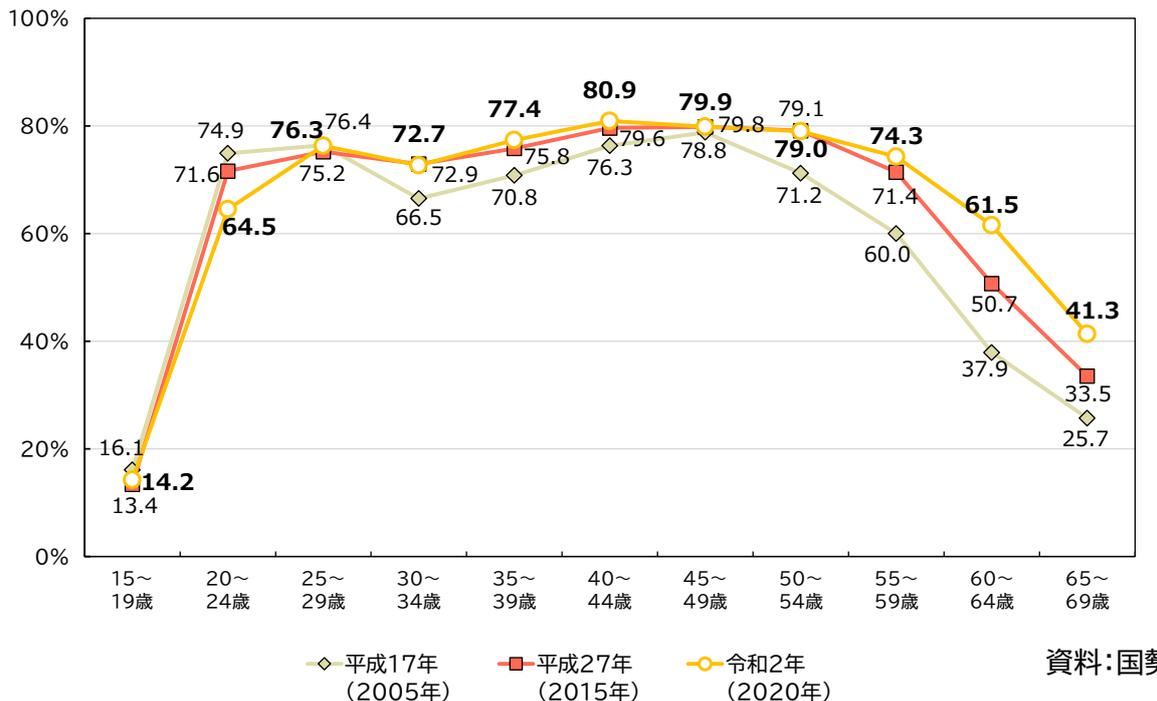
女性の年齢階級別の労働力率のグラフをみると、全国・熊本県と同様に30代前半を中心に若干の落ち込みが見られるM字型となっていますが、女性における30代前半の労働力の落ち込みは出産・育児によるものと考えられます。

平成17年(2005年)、平成27年(2015年)と令和2年(2020年)を比較すると、女性では全体的に労働力率が上がっており、女性の社会進出による影響だと考えられます。

図表13:令和2年(2020年)の女性の年齢階級別労働力率および国、県との比較



図表14:女性の年齢階級別労働力率の経年比較



2

保護者や子ども・若者本人、関係者への調査

本計画の策定にあたり、本町の子ども・若者・子育て世代を取り巻く実態や施策ニーズを把握するため、以下のとおりアンケート調査を実施しました。

◎調査の概要

調査期間	令和6年(2024年)7月11日(木)～8月4日(日)
調査方法	オンラインによる回答(一部紙による回答)
調査主体	益城町役場 子ども未来課

◎調査対象者

調査対象者	略称	配布数	有効回収数	回収率
妊婦	妊婦	127件	10件	7.9%
就学前児童の保護者	就学前保護者	1,000件	321件	32.1%
小中学生の保護者	小中学生保護者	3,512件	258件	7.3%
小学4年生～中学3年生の子ども本人	小中学生本人	2,411件	421件	17.5%
中学卒業～30歳代の町民	若者本人	1,000件	41件	4.1%
町内子育て関連事業所等(幼稚園、保育所等、小中学校、児童福祉施設、役場 ほか)の従事者、地域の関係者	関係者	1,263件	234件	18.5%

◎調査の主な目的

調査対象者	主な目的
妊婦	教育・保育、子ども・子育て支援事業等の量の見込みのためのニーズ把握、子育て環境に対する保護者評価等の把握
就学前児童の保護者	
小中学生の保護者	
小学4年生～中学3年生の子ども本人	若者支援施策検討のための当事者の意識・支援ニーズ等の把握
中学卒業～30歳代の町民	
町内子育て関連事業所等(幼稚園、保育所等、小中学校、児童福祉施設、役場 ほか)の従事者、地域の関係者	子ども・若者支援の支援者側からみた課題等の把握



(1) 妊婦、就学前保護者、小中学生保護者の結果

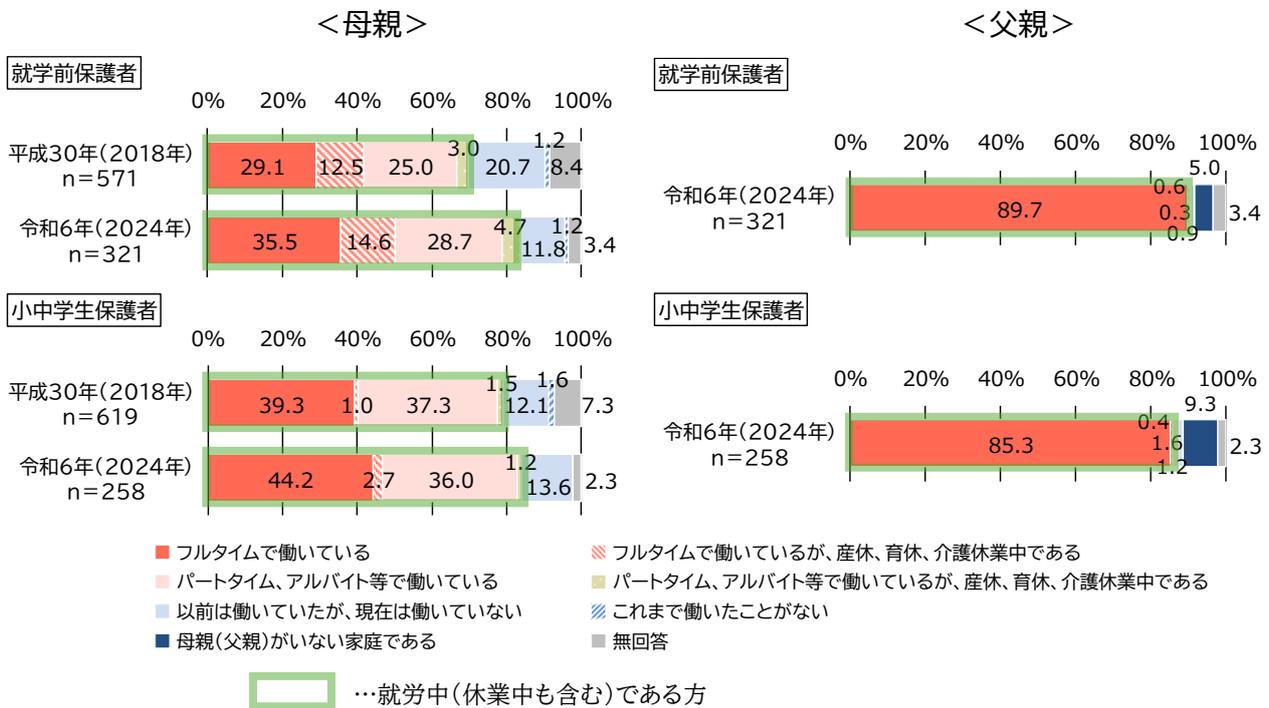
① 保護者の就労状況

母親の就労状況をみると、就学前保護者では、就労中(休業中も含む)である方が全体の83.5%となっており、平成30年(2018年)のアンケート結果(69.6%)よりも約14ポイント増加しています。

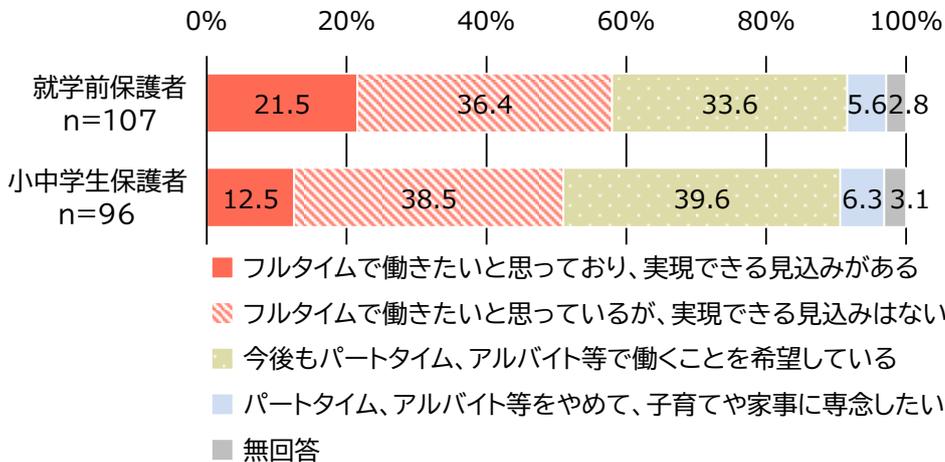
小中学生保護者では、就労中(休業中も含む)である方が全体の84.1%となっており、平成30年(2018年)のアンケート結果(79.1%)よりも5ポイント増加しています。

また、パートタイム・アルバイト等で働く母親の今後の就労の希望をみると、「フルタイムで働きたいと思っているが、実現できる見込みはない」が就学前保護者でも小中学生保護者でも40%近い結果となっています。

図表15: 保護者の就労状況



図表16: 働き方の希望



※「パートタイム、アルバイト等で働いている」または「パートタイム、アルバイト等で働いているが、産休、育休、介護休業中である」を選んだ方

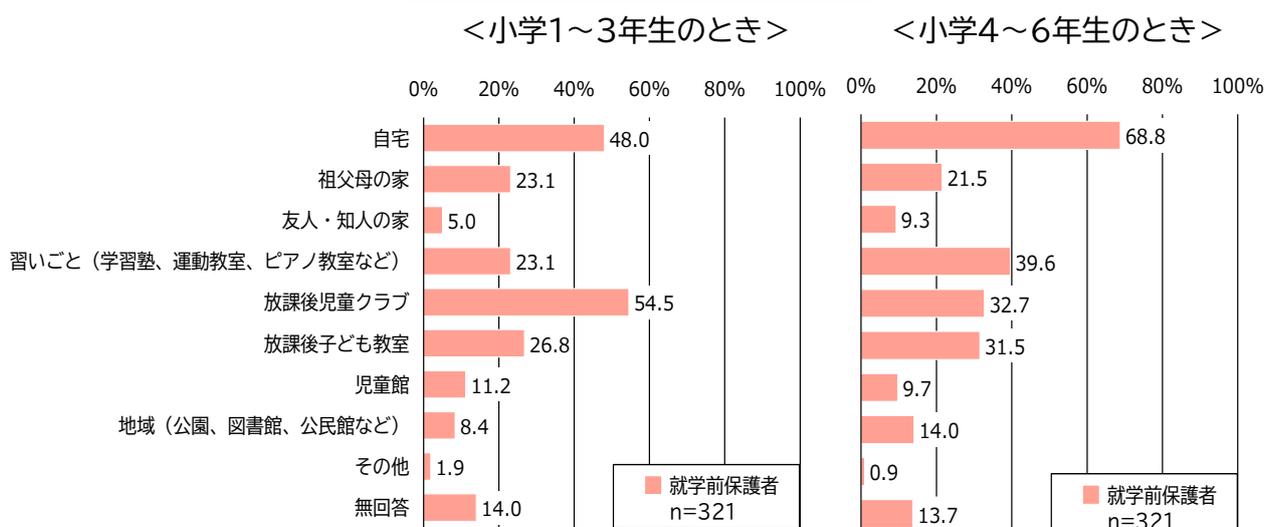
②放課後の過ごし方について

放課後を過ごさせたい場所の希望をみると、就学前保護者は、小学1～3年生では、「放課後児童クラブ」が54.5%で最も高く、次いで「自宅」が48.0%、「放課後子ども教室」が26.8%となっています。

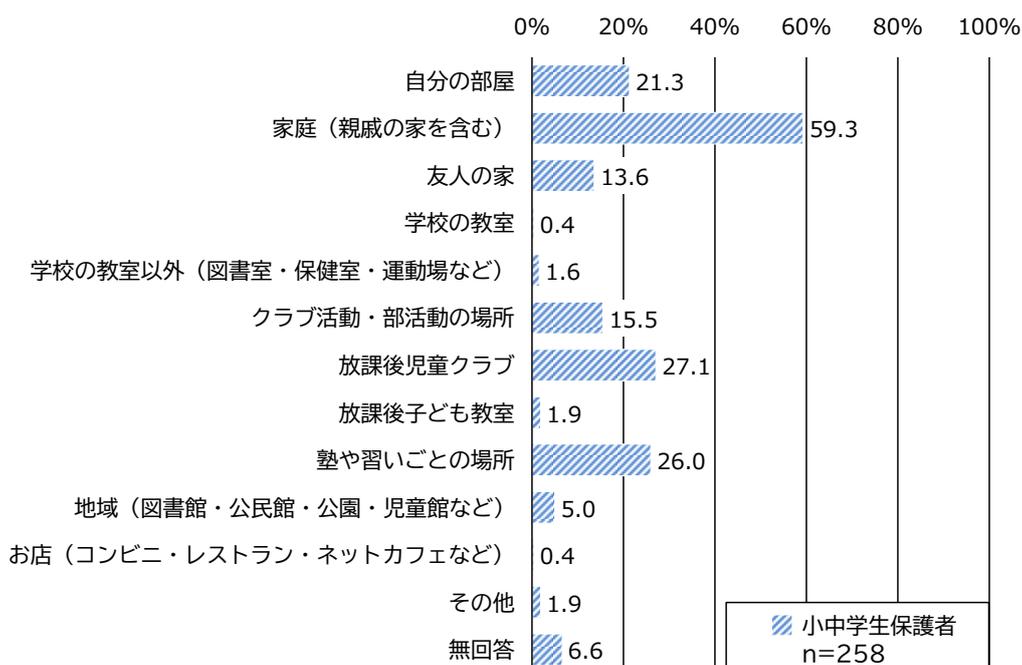
小学4～6年生では、「自宅」が68.8%で最も高く、次いで「習いごと(学習塾、運動教室、ピアノ教室など)」が39.6%、「放課後児童クラブ」が32.7%となっています。

また、小中学生保護者には、実際に過ごしている場所を伺っており、「家庭(親戚の家を含む)」が59.3%で最も高く、次いで「放課後児童クラブ」が27.1%、「塾や習いごとの場所」が26.0%となっています。

図表17:放課後に過ごさせたい場所



図表18:放課後に過ごしている場所



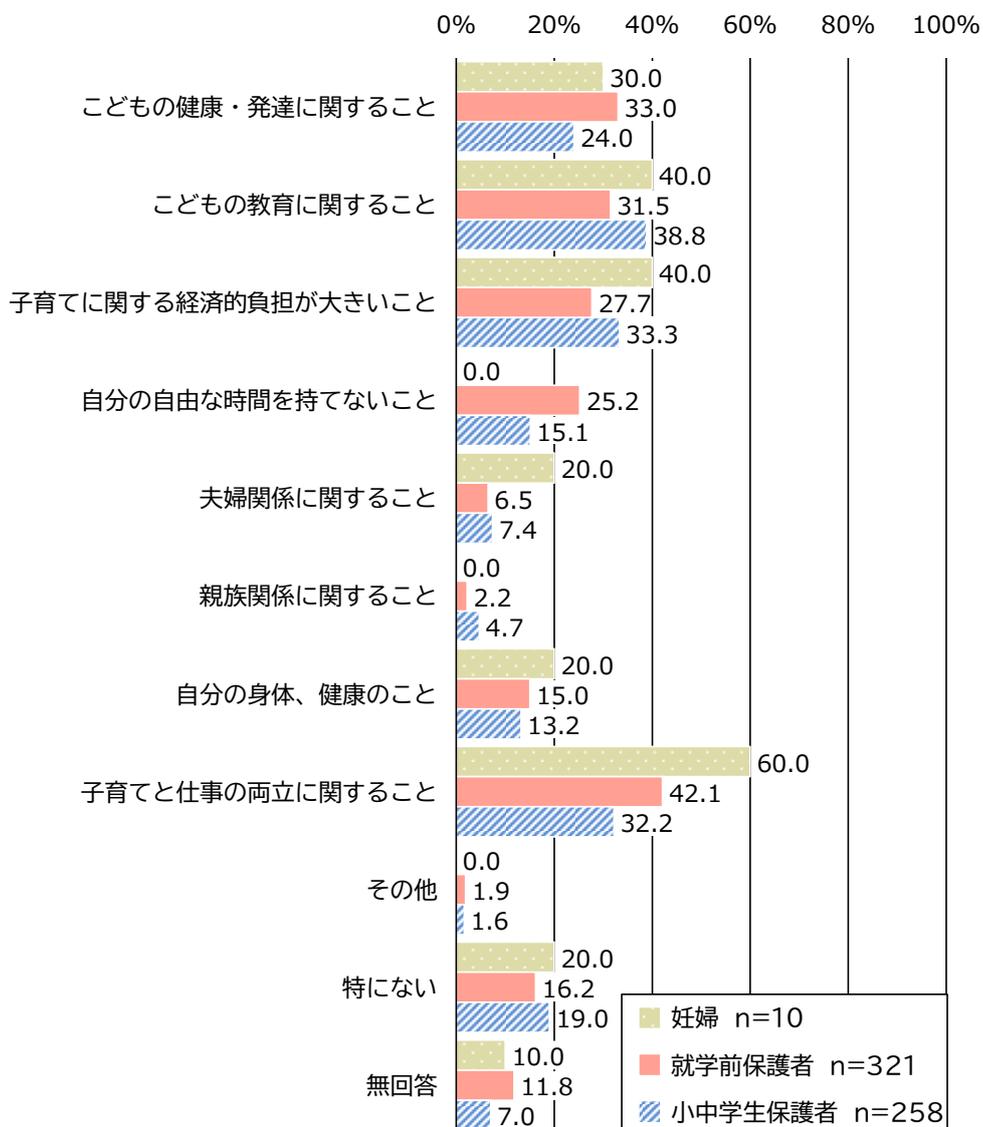
③困っていること・悩んでいること・つらいことについて

妊娠・出産・子育てや家庭について、困っていること・悩んでいること・つらいことをみると、妊婦では、「子育てと仕事の両立に関すること」が60.0%で最も高く、次いで「こどもの教育に関すること」「子育てに関する経済的負担が大きいこと」が40.0%、「こどもの健康・発達に関すること」が30.0%となっています。

就学前保護者では、「子育てと仕事の両立に関すること」が42.1%で最も高く、次いで「こどもの健康・発達に関すること」が33.0%、「こどもの教育に関すること」が31.5%となっています。

小中学生保護者では、「こどもの教育に関すること」が38.8%で最も高く、次いで「子育てに関する経済的負担が大きいこと」が33.3%、「子育てと仕事の両立に関すること」が32.2%となっています。

図表19: 困りごとや悩みごと(保護者)



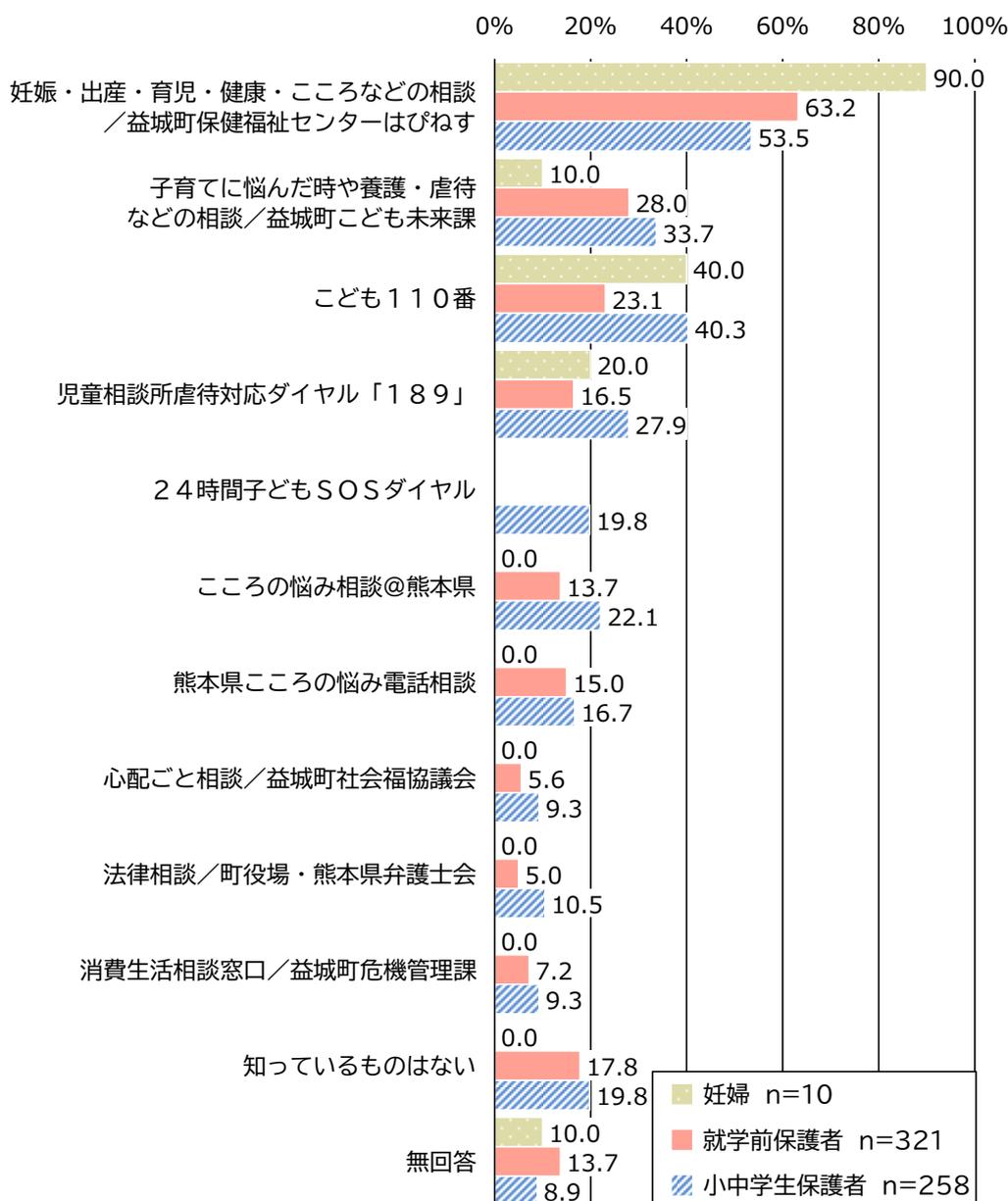
④相談窓口について知っているもの

子育て世代の方が困りごとや悩みごとを相談できる窓口のなかで知っているものをみると、妊婦では、「妊娠・出産・育児・健康・こころなどの相談／益城町保健福祉センターはびねす」が90.0%で最も高く、次いで「こども110番」が40.0%、「児童相談所虐待対応ダイヤル「189」」が20.0%となっています。

就学前保護者では、「妊娠・出産・育児・健康・こころなどの相談／益城町保健福祉センターはびねす」が63.2%で最も高く、次いで「子育てに悩んだ時や養護・虐待などの相談／益城町こども未来課」が28.0%、「こども110番」が23.1%となっています。また、「知っているものはない」が17.8%でした。

小中学生保護者では、「妊娠・出産・育児・健康・こころなどの相談／益城町保健福祉センターはびねす」が53.5%で最も高く、次いで「こども110番」が40.3%、「子育てに悩んだ時や養護・虐待などの相談／益城町こども未来課」が33.7%となっています。また、「知っているものはない」が19.8%でした。

図表20:相談窓口の認知度



※「24時間子どもSOSダイヤル」は小中学生保護者のみの選択肢です

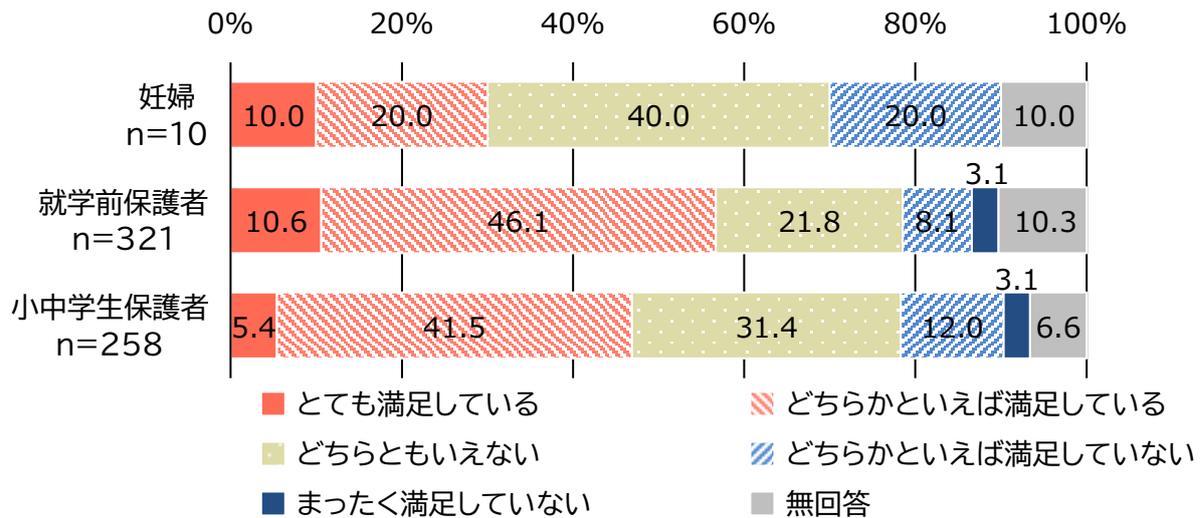
⑤子育て環境への満足度について

町の子育て環境に対する満足度についてみると、妊婦では、『満足している』（「とても満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計）が30.0%で、『満足していない』（「どちらかといえば満足していない」と「まったく満足していない」の合計）が20.0%となっています。

就学前保護者では、『満足している』が56.7%で、『満足していない』が11.2%となっています。

小中学生保護者では、『満足している』が46.9%で、『満足していない』が15.1%となっています。

図表21:子育て環境の満足度



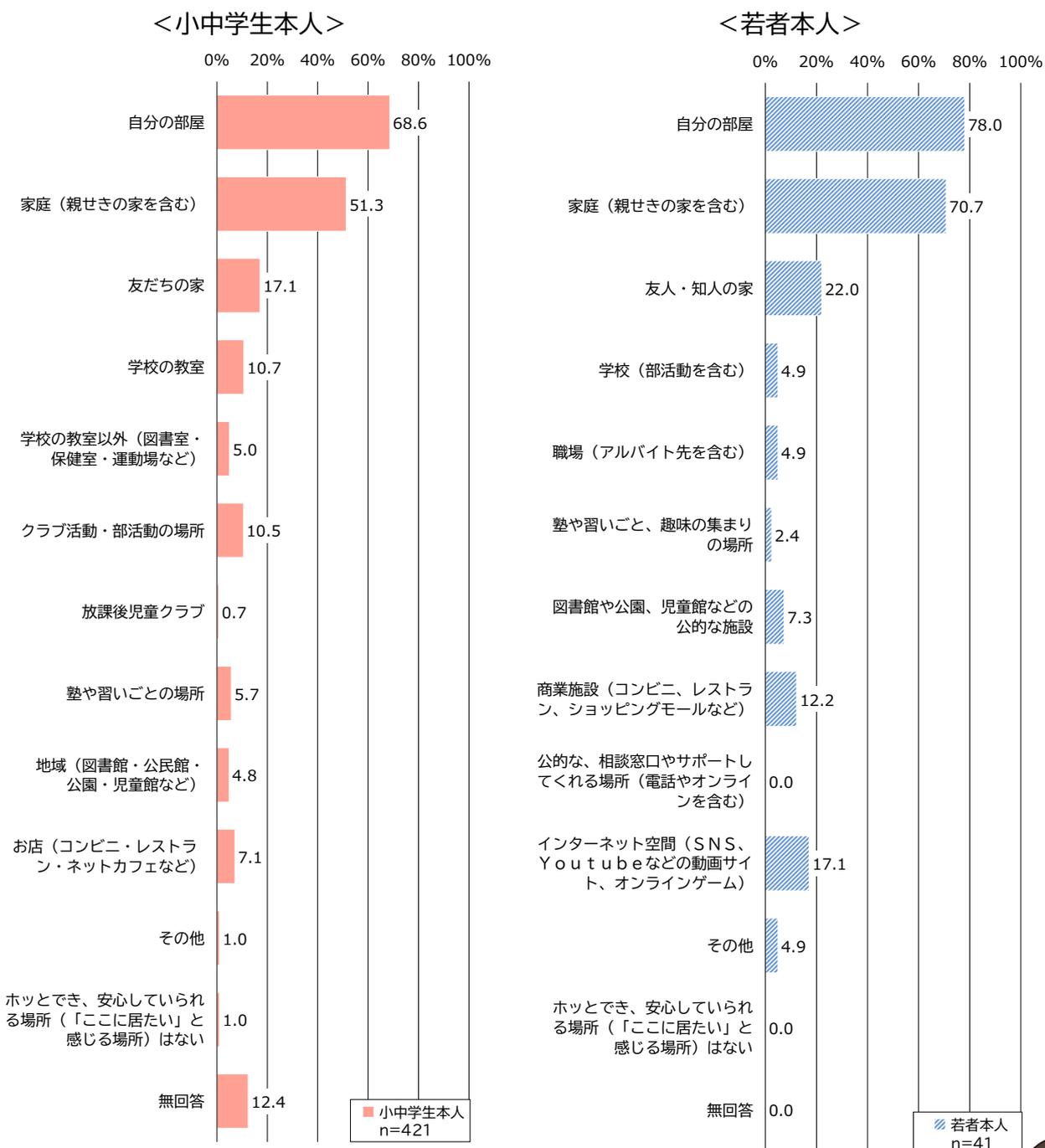
(2)小中学生本人、若者本人の結果

①安心していられる場所

ホッとでき、安心していられると思う場所(「ここに居たい」と感じる場所)をみると、小中学生本人では、「自分の部屋」が68.6%で最も高く、次いで「家庭(親せきの家を含む)」が51.3%、「友だちの家」が17.1%となっています。

若者本人では、「自分の部屋」が78.0%で最も高く、次いで「家庭(親せきの家を含む)」が70.7%、「友人・知人の家」が22.0%となっています。

図表22:安心していられる場所

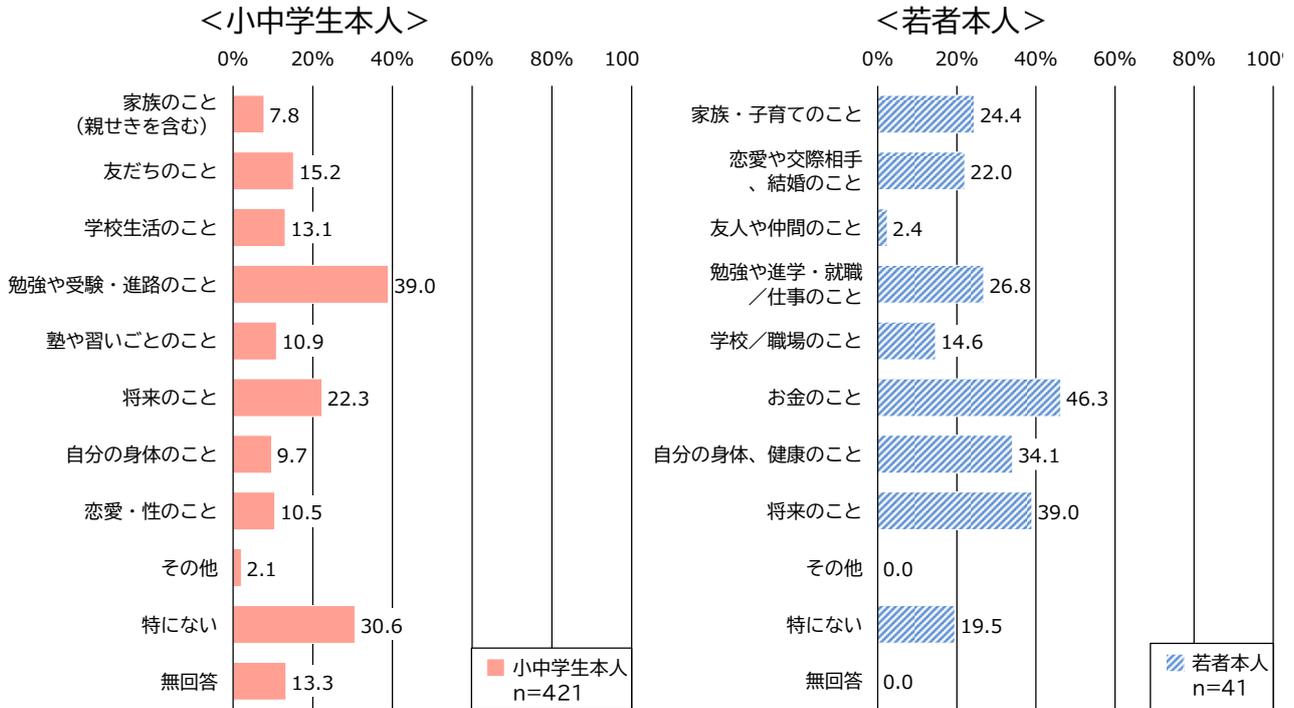


②困っていること、悩んでいること、つらいことについて

日頃、困っていること・悩んでいること・つらいことをみると、小中学生本人では、「勉強や受験・進路のこと」が39.0%で最も高く、次いで「特にない」が30.6%、「将来のこと」が22.3%となっています。

若者本人では、「お金のこと」が46.3%で最も高く、次いで「将来のこと」が39.0%、「自分の身体、健康のこと」が34.1%となっています。

図表23: 困りごとや悩みごと(こども・若者)

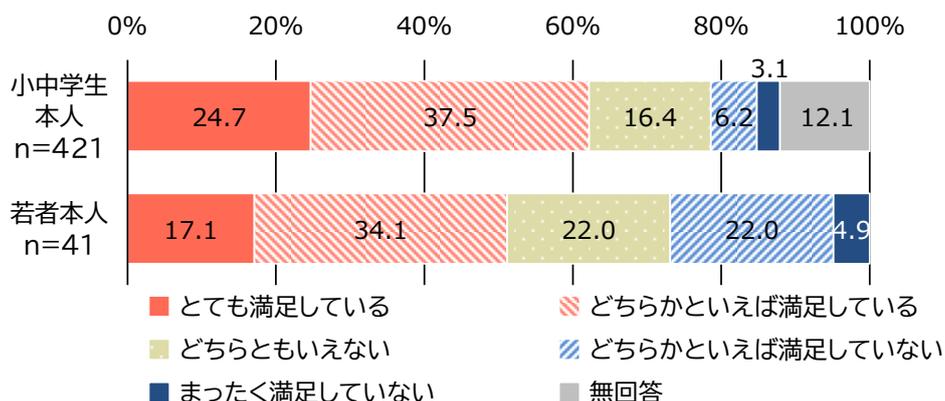


③こども・若者を取り巻く環境の満足度について

自身やまわりのこども・若者を取り巻く益城町の環境(まわりの状態や世界)の満足度をみると、小中学生本人では、『満足している』(「とても満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計)が62.2%で、『満足していない』(「どちらかといえば満足していない」と「まったく満足していない」の合計)が9.3%となっています。

若者本人では、『満足している』が51.2%で、『満足していない』が26.9%となっています。

図表24: こども・若者を取り巻く環境の満足度

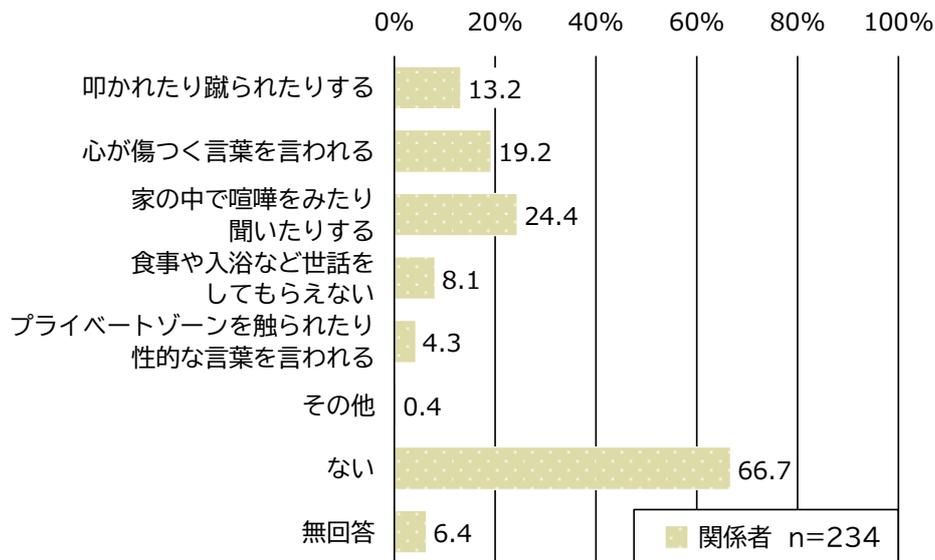


(3) 子ども・若者支援等の関係者の結果

① 子どもが大人からされたことを見聞きした経験について

(所属先で関わる)子どもが大人からされたことを見聞きした経験についてみると、「家の中で喧嘩をみたり聞いたりする」が24.4%、「心が傷つく言葉を言われる」が19.2%、「叩かれたり蹴られたりする」が13.2%となっています。

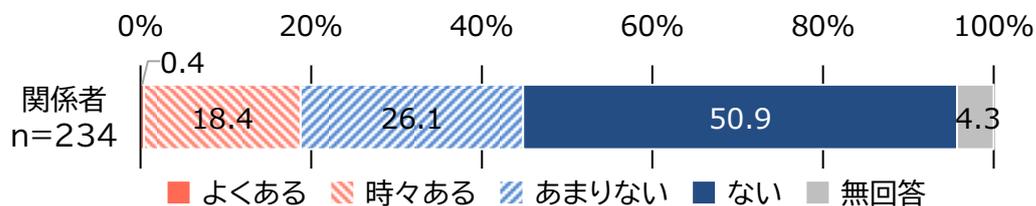
図表25: 子どもが大人からされたことを見聞きした経験



② 子どものいじめについて見聞きした経験

(所属先で関わる)子どものいじめ(いじめる、いじめられる)について見聞きした経験をみると、「よくある」が0.4%、「時々ある」が18.4%となっています。また、「あまりない」が26.1%、「ない」が50.9%となっています。

図表26: 子どものいじめについて見聞きした経験

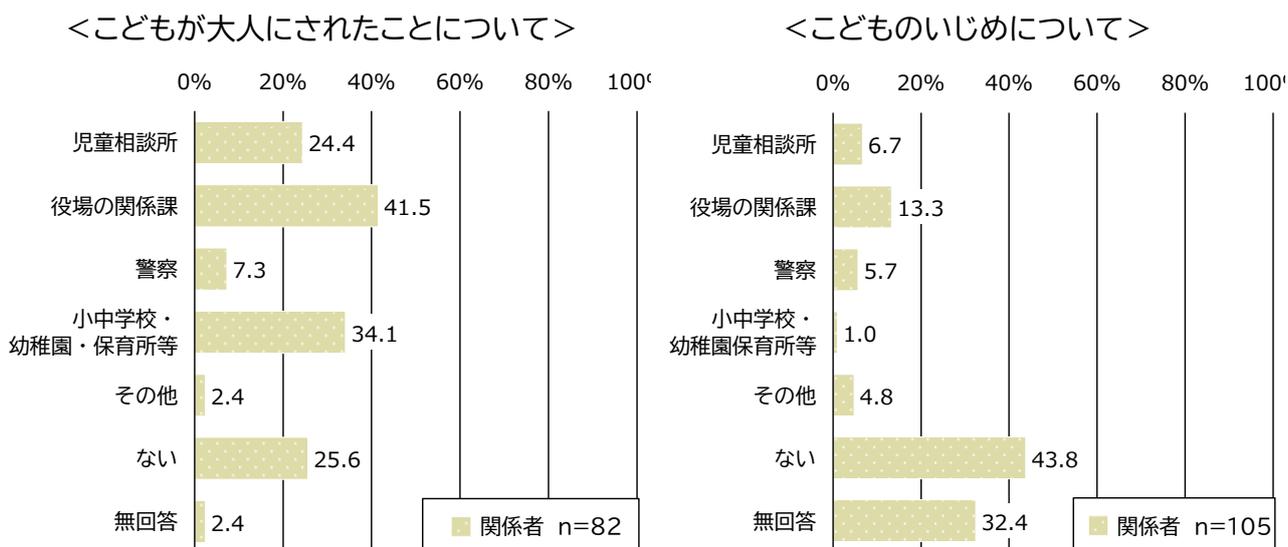


③子どもに関することを相談した機関について

(所属先で関わる)子どもに関することを相談した機関をみると、子どもが大人からされたことについては、「役場の関係課」が41.5%で最も高く、次いで「小中学校・幼稚園・保育所等」が34.1%、「ない」が25.6%となっています。

子どものいじめ(いじめる、いじめられる)については、「ない」が43.8%で最も高く、次いで「役場の関係課」が13.3%、「児童相談所」が6.7%となっています。

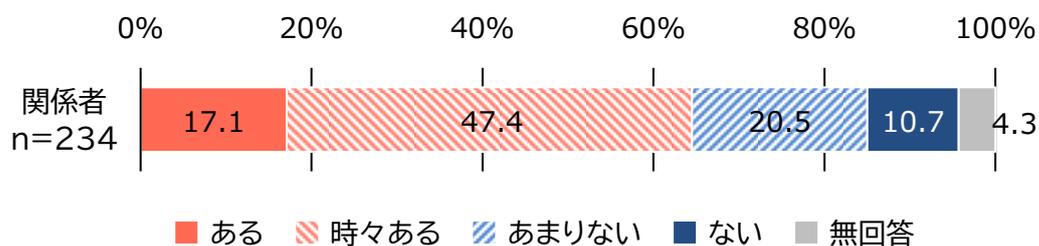
図表27:子どもに関することを相談した機関



④子どもに関わる際の困りごとや悩み事の有無

(所属先や地域で)子どもに関わる際の困りごとや悩み事についてみると、「ある」が17.1%、「時々ある」が47.4%と、合わせて64.5%となっています。

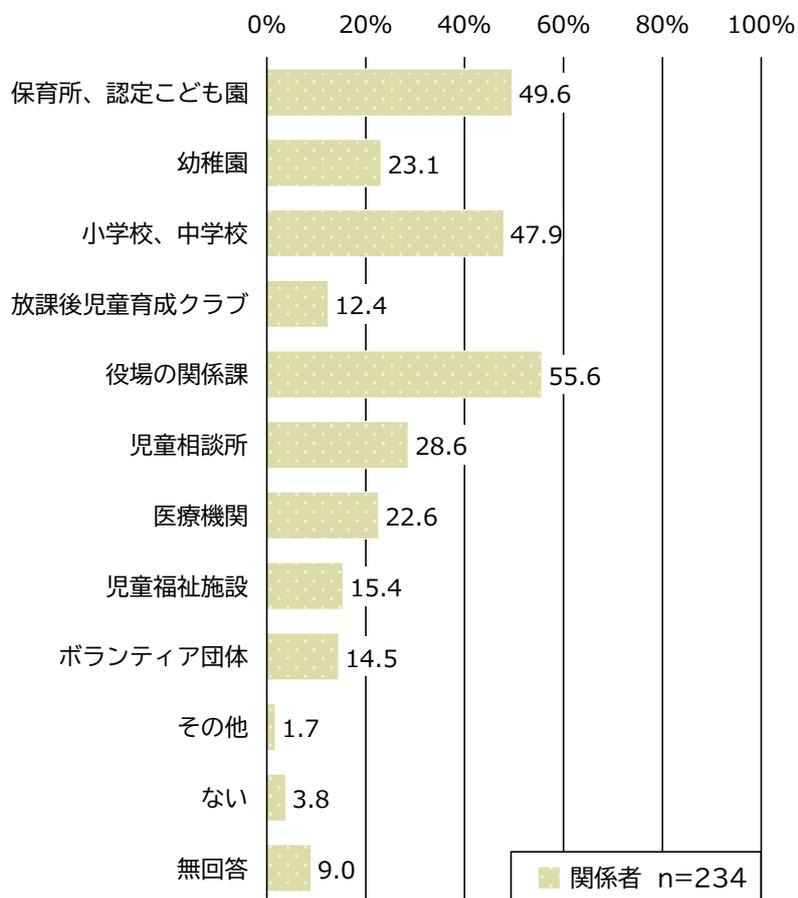
図表28:子どもに関わる際の困りごとや悩み事の有無



⑤こどもの支援に関して連携・協力する機関や団体の有無

こどもの支援に関して連携・協力する機関や団体の有無をみると、「役場の関係課」が55.6%で最も高く、次いで「保育所、認定子ども園」が49.6%、「小学校、中学校」が47.9%となっています。

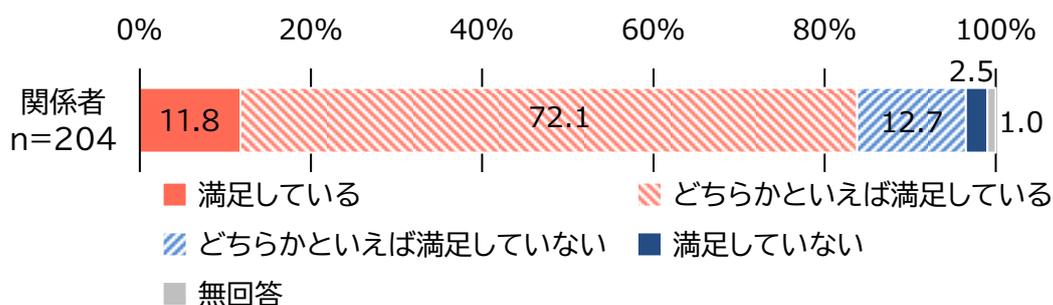
図表29:こどもの支援に関して連携・協力する機関や団体の有無



⑥子育て支援の連携・協力への満足度

子育て支援の連携・協力への満足度についてみると、『満足している』(「満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計)が83.9%で、『満足していない』(「どちらかといえば満足していない」と「満足していない」の合計)が15.2%となっています。

図表30:子育て支援の連携・協力への満足度



(4)若者ヒアリングの結果

本計画の策定にあたり、本町のこども施策へ若者の意見を反映させるために、若者へのヒアリングを実施しました。

テーマ1 若者の将来や目標	
①	若者が将来の夢や今後の目標を達成するためになにが必要だと思いますか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・海外の方との交流など英語を学ぶ場 ・習い事への交通環境(アクセス、送り迎え等)の支援 ・町で長く続くイベントがあって自分がこどもだった時に参加したイベントに、親になってもこどもと一緒に参加したい ・家庭環境や経済状況に左右されず幅広く選択できること ・進学や就職、起業に関する相談窓口 ・奨学金、留学、インターンについての情報提供 ・ライフステージに応じて必要となる費用や補助金について情報提供を受けることができる場 ・勉強場所の確保(転職やキャリアアップのために勉強する場所等) ・お金 ・時間(勤務時間制度、職場の休みの取りやすさ等) ・仕事とプライベートの両立 ・心と体の健康
②	益城町でとくに課題となることはあるでしょうか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・高校がないため地域内で若者が集まる機会が減る、高校生からの意見収集が困難となり支援が行き届かない ・情報を収集するツールが少ないため、情報周知の多様性の強化 ・行政の手続き等におけるデジタル化と利用の促進 ・結婚、子育てにおける地域とのつながり・サポートの充実

テーマ2 若者の悩みや不安	
①	悩みや普段の生活への不安はどんなものがあると思いますか。
	<ul style="list-style-type: none"> ・将来年金がもらえるか、貯金の考え方、病児・病後児保育の利用料、一人暮らしへの不安 ・税金、社会保険料が高いことに対して世代間の負担の不公平さ ・お金に関する知識を得る場がない ・共働きにおける仕事と家庭の両立 ・共働きでこどもが病気になった場合の対応や制度利用への不安 ・結婚や出産によるコミュニティの希薄化 ・親の介護 ・人間関係、いじめ、孤立についての悩み ・勉強面で周囲についていけないか ・部署異動、今後の職種やステップアップ、転職など仕事面で予測のしづらさ ・初めてのことに挑戦する時



<ul style="list-style-type: none"> ・挑戦したいことについて親と意見が違った時 ・刺激が足りない ・LGBT ・何歳まで働くのか 	
②	益城町でとくに課題となることはあるでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・補助金に関する支援や周知(町の補助金制度を検索できるような機能があればよい) ・相談しやすい体制づくり(相談窓口の多様化) ・家族を含め地域全体で相談しやすい環境づくり ・家族の介護認定について相談できる窓口やコミュニティの拡充 ・住宅整備の推進(一人暮らし予定の方への支援等) ・相談される人たちへの支援 ・教職員への支援(教職員の負担軽減) ・こどもの病院付き添い時の休暇制度の拡充 ・病児・病後児保育についてより利用しやすい仕組みづくり ・地域のつながりを構築するための祭り等の若者が集まりやすいイベントの開催 	

テーマ3 自由意見	
<p>◎若者や子どもが集まる場所について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園自体は沢山あるが、小規模の公園も多数あり、子どもにとって公園がないという意識が強いため、公園整備に力を入れていかないといけない ・普段使いできる、アクセスが良い場所に広い公園があるとよい ・インフラ面を整備し、建物を建てる環境を充実させてほしい ・若者が集まって遊ぶ場所がない <p>◎若者が意見を言うことについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者が行政やまちづくりに興味、関心を持ってもらう場をつくるのはどうか ・若者の声を幅広く収集する手段の検討が必要ではないか ・町から依頼する若者へのアンケートについて、回答したときにそれが本当に活きているのかイメージが湧かないため、アンケートの回答率が伸びないのではないか 	

熊本県では、「子どもの貧困対策推進法」に基づき、子どもの貧困対策計画を令和2年3月に策定し、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、こどもの貧困対策に取り組んでいます。

このため、熊本県では県計画の実効性を高めるとともに市町村による取組みを支援するため、全市町村域におけるこどもの生活実態を把握するための調査を実施しました。

◎調査の概要

調査期間	令和5年(2023年)8月25日(金)～10月14日(土)
調査方法	・調査票(WEBアンケート)の回答用QRコードが記載された依頼文を市町村を通じ各学校に配付し、各学校から調査対象者に配付。 ・調査対象者は、学校や家庭等でWEBアンケートに回答を入力
調査主体	熊本県
調査対象者	県内の公立小学校5年生のこども及び保護者 県内の公立中学校2年生のこども及び保護者

◎回収状況（益城町分）

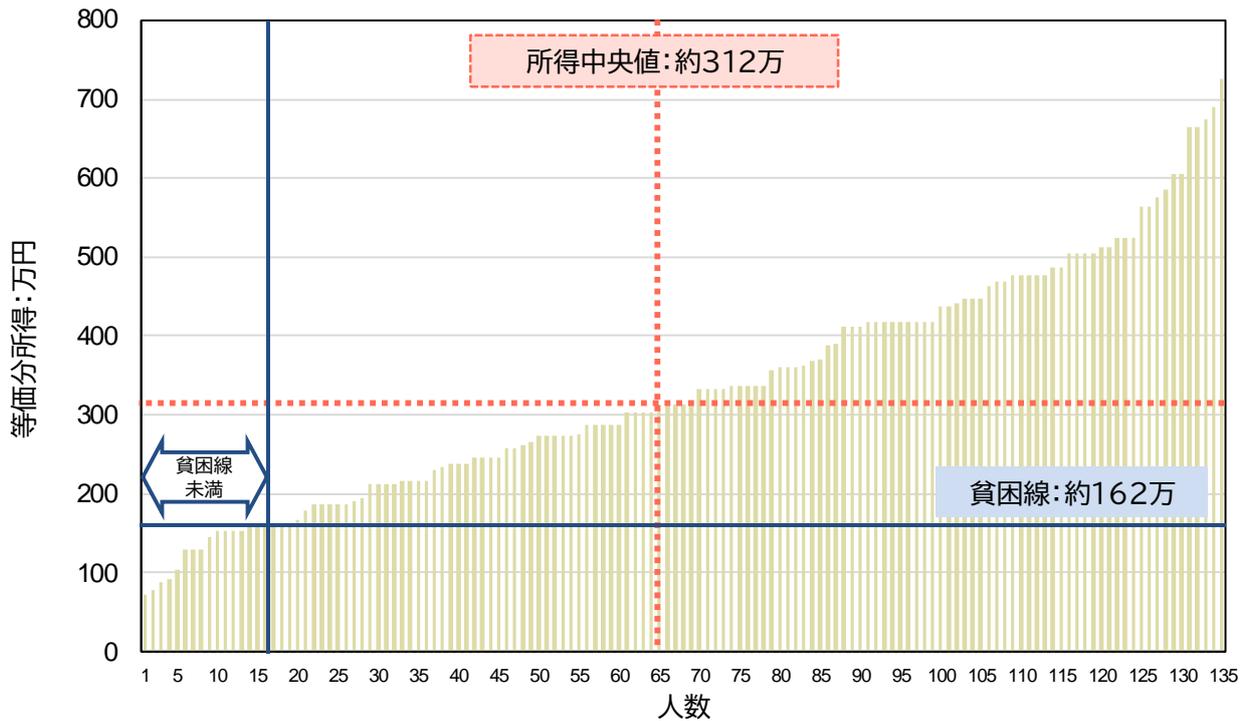
下記の回答数のうち、貧困線の算出に必要な有効回答者数(保護者とこどもの回答を紐づけ可能な回答数)は135件でした。

調査対象者	略称	回答数
小学校5年生	保護者	106
	こども	129
中学校2年生	保護者	41
	こども	65
保護者・子どもの どちらかが回答なし	保護者	80
	こども	33

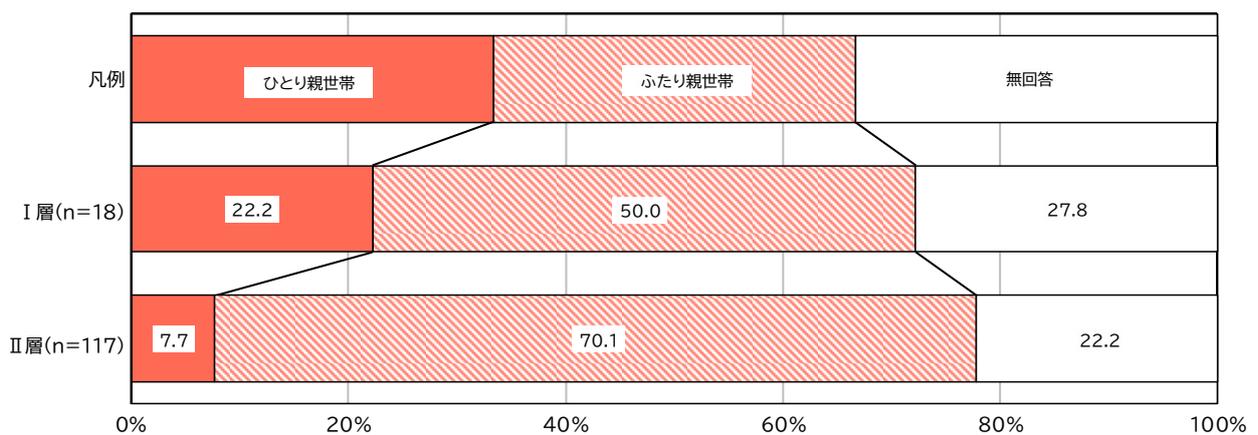
①経済状況について

熊本県が算出している貧困線(約162万円)を基準として、貧困線を下回る層に属する回答者をⅠ層、それ以外の回答者をⅡ層と区分して、集計・分析を行いました。数全体におけるⅠ層の割合は13.3%となっています。また、Ⅰ層におけるひとり親世帯の割合は22.2%です。

参考値として、内閣府の上記の報告書における貧困線からみると、下回る層(本調査ではⅠ層)の割合は12.9%で、そのうちひとり親世帯の割合は50.2%となっており、熊本県における貧困線を下回る層の割合は13.3%、そのうちひとり親世帯の割合は40.9%となっています。



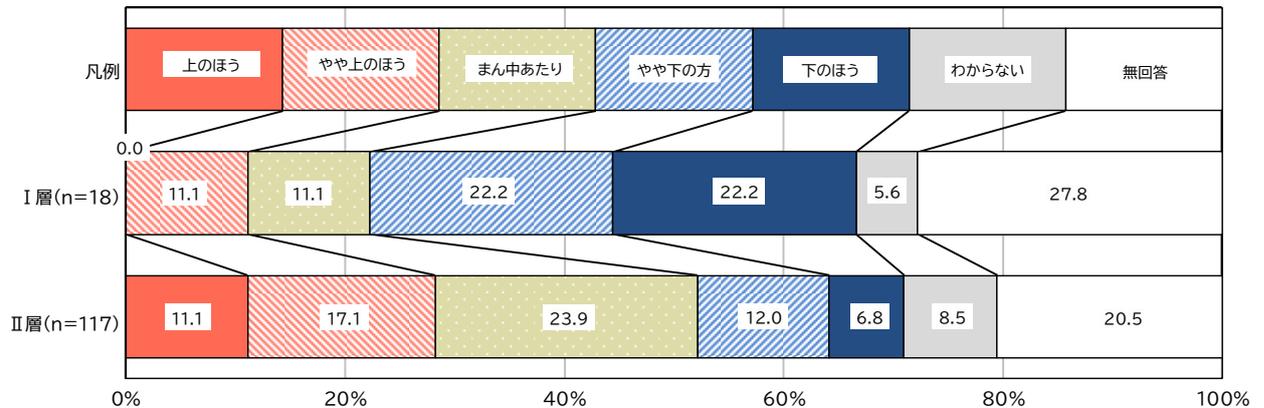
【小学5年生(保護者)・中学2年生(保護者)】



※世帯全員のおおよその年間収入の回答から、家族の人数を踏まえて「等価世帯収入」(世帯収入の回答選択肢の中央値をとり、同居家族の人数の平方根をとったもので除す)を算出。等価世帯収入の「中央値の2分の1」の額を貧困線とし、同線を下回る層をⅠ層(それ以外をⅡ層)として分類。全体におけるⅠ層の割合を相対的貧困率としている。

②経済状況とこどもの成績について

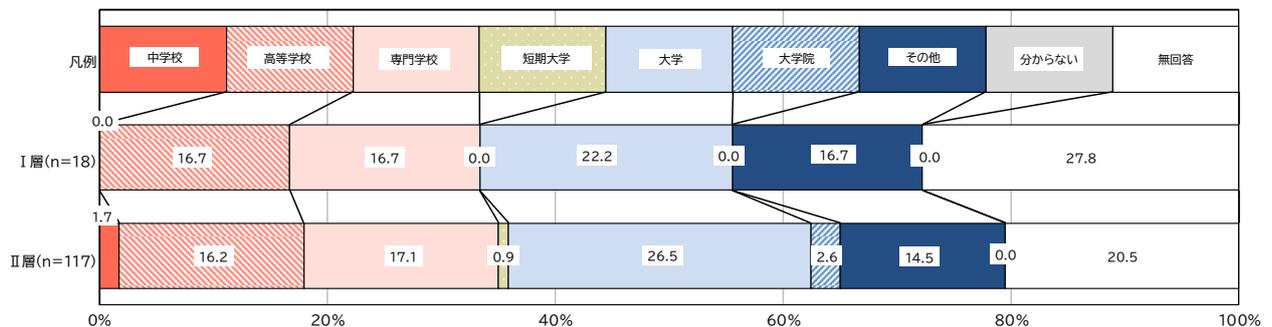
経済状況とこどもの成績の関係をみると、I層ではII層に比べて、「やや下の方」「下の方」の割合が高くなっています。



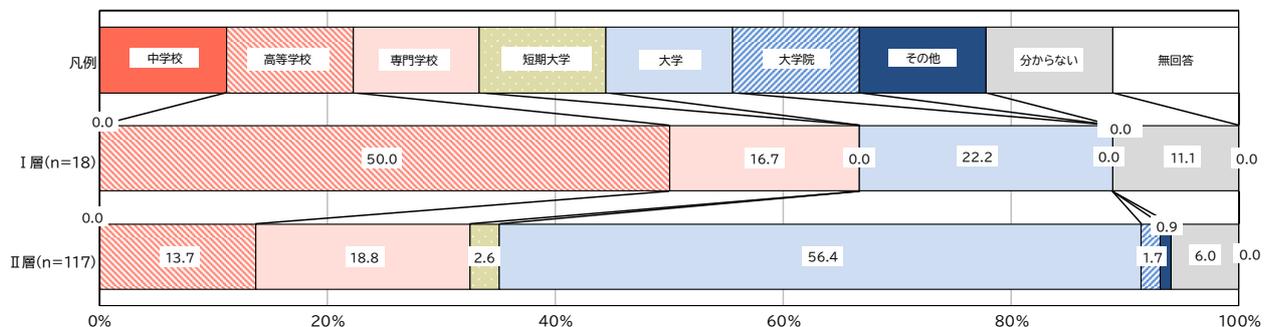
③経済状況とこどもの進学希望及び保護者の進学への望みについて

経済状況とこどもの進学希望の関係をみると、I層ではII層に比べて、「その他」の割合が高く、「大学」や「大学院」の割合が低くなっています。また、保護者がこどもをどの段階まで進学させたいかについては、I層ではII層に比べて「高等学校」の割合が高く、「専門学校」や「大学」の割合が低くなっています。

【小学5年生（こども）・中学2年生（こども）】



【小学5年生（保護者）・中学2年生（保護者）】



第2期計画の計画期間では、主に以下のことに取り組みました。また、取り組みの振り返りとともに今後の課題を整理しました。



(1) 幼児期の教育・保育の充実

●取り組み状況

①教育・保育施設の一体的提供の推進

- ・教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、認定こども園の適切な運営を図りました。普及に関しては、待機児童の解消に注力したことから、促進までは至りませんでした。今後の教育・保育ニーズを検証しながら、適切な量の整備に努めていきます。

②教育・保育の質の向上

- ・幼児教育・保育の質の更なる向上に向けて、年長児や年中児を対象に巡回相談を実施しました。
- ・令和3年度(2021年度)には、待機児童解消と保育施設の保育士の確保につなげるため、熊本県の補助を活用し、「予備保育士確保促進事業¹」を令和5年度(2023年度)まで実施しました。
- ・令和5年度(2023年度)からは、国の保育対策総合支援事業を活用し、「保育補助者雇上強化事業²」と「保育体制強化事業³」を実施し、新たに保育士になりたい人材の育成と保育士の負担軽減を図るための環境整備を行いました。「保育補助者雇上強化事業」を活用し、1名の保育士資格の取得につなげました。
- ・令和元年度(2019年度)から合計2名の医療的ケア児の受入れを1園の保育施設で実施し、令和6年(2024年)10月には受入れにあたっての基準を整備するため、「益城町医療的ケア児の保育施設受入れガイドライン」を策定し、多様な保育ニーズに対応できる体制を構築しました。

③産後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

- ・待機児童問題の解消のため、特定教育・保育施設等の計画期間中に見直しを行い、保育施設の整備を推進しました。令和4年度(2022年度)保育受け皿1,272名から令和6年度(2024年度)保育受け皿1,509名、2年度間で237名分の受け皿を拡充し、統計後はじめて令和5年度(2023年度)に待機児童ゼロを実現しました。
- ・多様な保育施設の利用を促進するため、育児休業取得中の児童の継続入所期間を1年から最大3年に見直しました。

¹ 配置基準を超えて予備的に雇用される保育士を年度当初に確保することで、年度後半に向かって増える保育需要に対応し、もって児童の福祉の向上を図り、産後及び育休明けの保育利用者の年度途中の保育入所を円滑に進める事業

² 保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する事業

³ 清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人のこどもの保護者とのやり取りに係る通訳といった保育に係る周辺業務を行う者(保育支援者)の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る事業

●課題

共働き世帯の増加が見込まれ社会情勢を鑑みると、教育利用よりも保育利用へのニーズが高まっています。同時に、育児休業制度の取得推進が進められており、多様な保育ニーズに対応できるような仕組み作りが必要な状況です。今後のニーズ量の把握に努めながら、適切な施設整備を進める必要があります。

国の保育対策総合支援事業や各種補助金を活用しながら、保育士の方がより働きやすい環境を整備し、更に保育の質の向上を図っていく必要があります。

また、小学校との接続に関しては、幼児教育施設及び小学校における架け橋期の教育の充実を図るため、町教育委員会が主導的な役割を発揮し、「幼保小の架け橋プログラム」の推進を図りながら、年長児から小学1年生までの2年間のカリキュラム作成に向けた支援体制を構築していく必要があります。

併せて、令和8年度(2026年度)から本格運営が開始される「こども誰でも通園制度」の体制整備に向けた検討が必要な状況です。

(2)地域における子育ての支援



●取り組み状況

①こどもの居場所の充実

- ・児童館運営、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、放課後子ども教室推進事業に取り組みました。
- ・いじめ問題に関する相談体制を整え、学校や関係機関と連携して対応しました。

②親支援の充実

- ・益城町保健福祉センターで子育て広場を実施し、子育てに関する不安や悩みの解消、こどもの発達支援、保護者同士の情報交換の機会を提供しました。令和2年度(2020年度)以降は時間予約制を導入し、令和5年度(2023年度)にはWEB予約システムも導入することで、より利用しやすい環境を整備しました。
- ・保護者支援の充実を図るため、保護者へ生活や子育て、家庭に関する助言や仲間づくりができる親育ち講座を実施しました。
- ・つどいの広場事業を実施し、乳幼児の保護者間の交流や育児相談・情報交換を気軽にできる場所を提供しました。
- ・会員登録した地域住民間で、こどもを預けたい人と預かる人が相互援助活動を行う事業(ファミリー・サポート・センター)を実施しました。

③経済的支援の充実

- ・経済的支援充実のため、児童手当(令和6年(2024年)10月分より対象者・支給額を拡充)、子ども医療費助成事業(令和4年(2022年)10月診療分より対象者を拡充)、就学援助事業を行いました。

●課題

母親支援を中心としてきましたが、地域全体で子育て支援をしていくという観点から、今後は、地域資源の活用と開発、連携が必要です。

(3)こどもと親の健康づくり

●取り組み状況

①妊娠・出産の支援

- ・妊娠の届出と同時に母子健康手帳を交付し、助産師等が、妊娠期の過ごし方や妊産婦を支援する制度等、出産にむけた保健指導を実施しました。母子健康手帳交付は、令和5年度(2023年度)にはWEB予約の導入と、事前の届出書やアンケートのWEB入力も導入しました。
- ・妊婦健康診査(14回分費用助成)を実施しました。
- ・保健師等が妊産婦及び乳幼児に対する面談、電話、家庭訪問等による保健指導を実施しました。また、令和5年度(2023年度)からは、出産や子育てに係る経済的負担の軽減を目的とした出産子育て応援ギフト(10万円の現金給付)を開始しました。
- ・母親の育児支援とメンタル支援に寄与する産後ケア事業を実施しました。

②こどもの健康の確保

- ・乳幼児の健康や、発育・発達の把握をするための乳幼児健診を実施しました。また、こどもだけでなく親の健康づくりの観点から、保護者の体調も把握し必要に応じて健康診査の受診勧奨を行いました。
- ・子育てに関する不安や悩みの解消を図るため、子育てひろば(育児相談)を実施しました。
- ・臨床心理士や療育相談員等によるこどもの発達に関する相談(心理相談や療育相談)を実施しました。また、保育所等と連携し、療育相談員が保育所等を訪問し支援者や保護者に対し、個別に助言を行う園訪問を実施しました。
- ・感染症の予防のため予防接種の公費負担を実施しました。
- ・う歯(むし歯)の予防のため、幼児健診において希望者にフッ化物塗布、保育所・幼稚園、小学校等において、フッ化物洗口を実施しました。
- ・乳幼児の事故防止のため、乳幼児健診や健康教育の機会を通じ、事故防止の啓発を行いました。

③健康教育の推進

- ・保育所等において、食育・歯科に関する教室を実施しました。また、親子クッキング教室、手づくり離乳食教室を実施し、食育の推進を図りました。
- ・子育てに不安や悩みを抱える保護者に対し、親子で参加するつくしんぼ教室(遊びの教室)を実施し、親子遊びの提供や、療育相談員による助言を行いました。

④小児医療の充実

- ・小児医療体制を充実させるため、熊本県と熊本県医師会が推進する広域化事業に参加し、町外の医療機関でも予防接種や妊婦健診が受けられる体制を整備しました。

●課題

身近な地域で医療や予防接種、乳幼児健診等の保健医療サービスを受けることができる体制の維持と、保護者が子育てに悩み、孤立することのないよう、また、こどもの成長発達に応じたきめ細やかな相談支援を提供するため、地域の関係機関と適切に連携し相談支援体制を充実させていくことが必要です。さらに、所得に関わらず、等しく妊娠・出産を安心して迎えることのできる支援が必要です。



(4)こどもの心身の健やかな成長のための環境づくり

●取り組み状況

①社会全体でこどもを育む教育施策の充実

- ・読書推進の一環として、乳幼児とその保護者を対象とした絵本2冊の無償提供を行うブックスタート事業や益城町交流情報センター(図書館)でのおはなし会を隔週で開催しました。
- ・地域連携の推進を図るため、各学校の地域連携担当職員と定期的に会議を行いました。
- ・町内小中学校の相談体制の充実を図るため、熊本県派遣や教育事務所配置のスクールカウンセラーによる児童生徒への支援を行いました。
- ・町内小中学校の1年生のクラスに会計年度任用職員を1人ずつ配置し、小一プロブレム、中一ギャップへの解消を図りました。
- ・町内すべての小中学校に会計年度任用職員を1人ずつ配置し、地域の教育力向上や教職員の負担軽減を図りました。

②交通安全・防犯体制の強化

- ・町内小学校の授業を通じての交通安全指導を行い、登下校時間帯には防犯パトロールを実施しました。

●課題

地域全体で、心身の健やかな成長のための環境づくりを進めながら、地域及び各課連携のもと、引き続き現行の事業を継続していきます。

(5)仕事と子育てを支える地域社会づくり

●取り組み状況

①仕事と生活の調和の実現へ向けた取り組みの推進

- ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みについて、益城町男女共同参画計画に基づいて、広報紙や情報誌などさまざまな媒体を通じて広報・啓発に努めました。
- ・就労・両立支援として、就労支援講座(パソコン教室)を実施しました。また、令和4年度(2022年度)には、就労の個別相談として、ジョブカフェを実施しました。

●課題

益城町男女共同参画計画に基づき、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発を行うとともに、就労・両立支援については、現在の施策以外にも町民のニーズに対応できる講座の開催等の取り組みを検討する必要があります。



(6)要保護及び要支援児童等への取り組みの推進

●取り組み状況

①児童虐待等の防止対策の充実

- ・こども未来課に相談窓口を設置し、児童相談所や各関係機関と連携し、児童及び妊産婦の支援を行いました。
- ・いじめ問題に関する相談体制を整え、学校や関係機関と連携して対応しました。(再掲)
- ・町内小中学校の相談体制の充実を図るため、熊本県派遣や教育事務所配置のスクールカウンセラーによる児童生徒への支援を行いました。(再掲)

②ひとり親家庭等の自立支援の推進

- ・児童扶養手当について町で申請の受付を行っています。
- ・ひとり親家庭等の健康の保持及び生活の安定と福祉の向上を図るため、ひとり親家庭等医療費助成事業を実施しています。

③障がい児施策の充実

- ・臨床心理士や療育相談員等によるこどもの発達に関する相談(心理相談や療育相談)を実施しました。また、保育所等と連携し、療育相談員が保育所等を訪問し支援者や保護者に対し、個別に助言を行う園訪問を実施しました。(再掲)
- ・早期支援の一環として、保育所・幼稚園への巡回相談を実施し、就学後についても学校からの要請により巡回相談を実施しています。
- ・特別支援教育支援員を小中学校に配置し、学習支援等を行うとともに、医療介助の必要な児童生徒においては、医療支援員を配置しました。
- ・障がい児や療育が必要なこどもに対し、障がい児福祉計画に基づき、福祉サービスの提供に努めました。
- ・質の高い療育サービスを提供するため、障害児通所支援事業所選定のための公募を実施しました。

●課題

要保護及び要支援児童等に関する相談対応や支援接続には高度な相談対応技術が必要であり、今後、担当専門職等の技術向上やこども家庭センターの機能の充実が必要です。

対象となる児童が年々増加している現状を踏まえ、地域資源の開発や児童発達支援センター等関係機関との連携強化が重要となります。



第3章 計画の基本的な考え方



1 基本理念

基本理念とは、本計画を推進する上で基軸となるものであり、その実現に向けて施策が推進されることが重要となります。

本町では、第2期計画において「みんなで子育ていきいき親子」を基本理念として掲げ、各種施策を進めてきました。

こども大綱では、全てのこども・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が求められています。

また、こども・若者へのアンケート結果では、「人や社会の役に立ちたい」(小中学生:74.3%、若者:87.8%)との回答が多くみられた一方で、「社会を自分の力で変えられる」(小中学生:31.4%、若者:19.5%)との回答は、低くみられました。このような結果から、今後、こどもや若者が将来、社会で活躍し、それを応援することを目指し、本計画の目指す方向性である基本理念を次のように定めます。

基本理念

未来を担うこども・若者が健やかに育ち、尊重され、活躍するまち

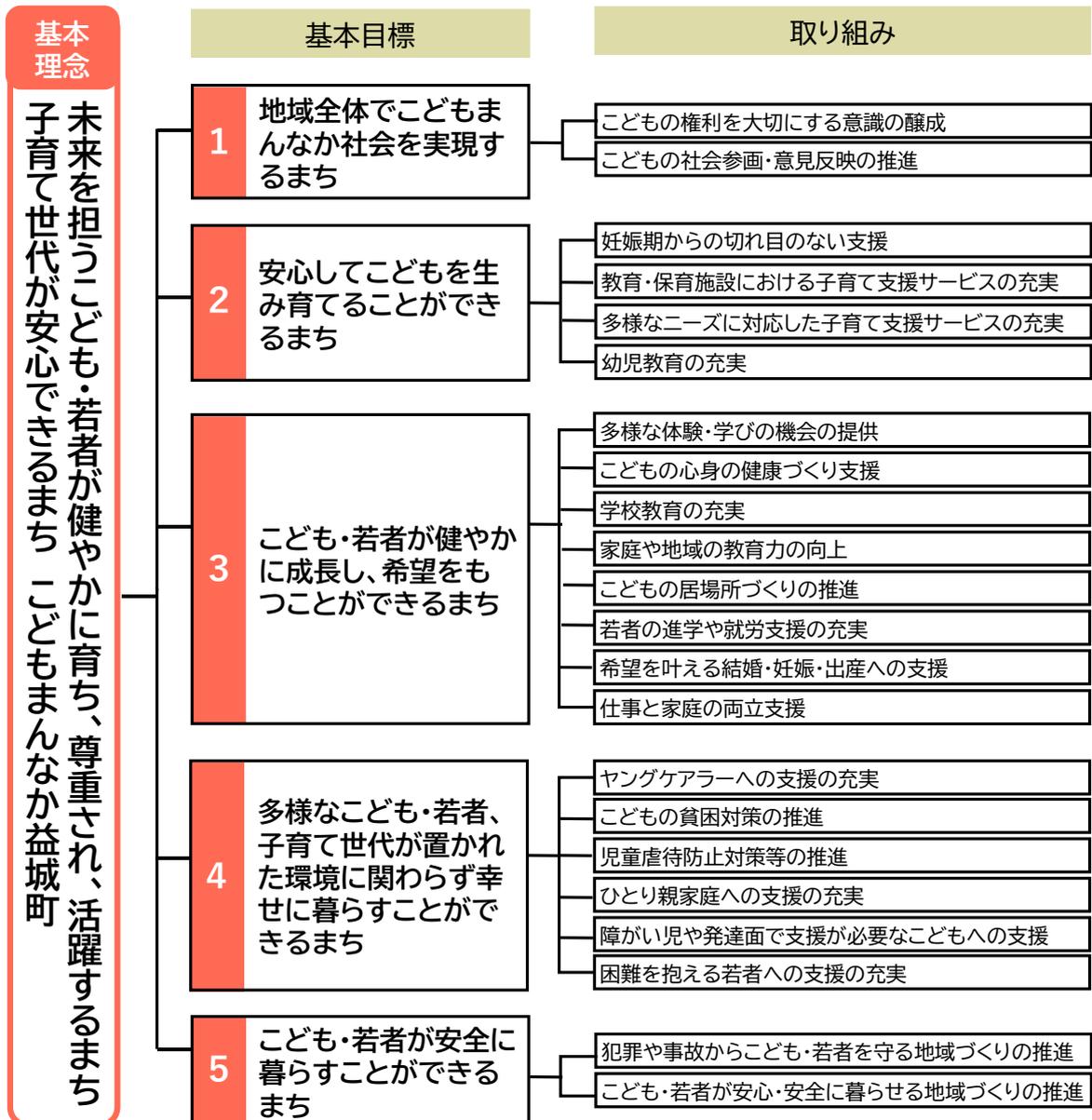
子育て世代が安心できるまち “こどもまんなか益城町”

様々な事情を抱える家庭や困難を抱える若者等を含む、すべてのこども・若者と子育てを行う保護者にとって暮らしやすく、生きる喜びを実感できるまちの実現を目指し、本計画を推進していきます。

2 基本目標

基本理念のもと以下の基本目標を設定し、施策を展開します。

基本目標 1	地域全体でこどもまんなか社会を実現するまち
基本目標 2	安心してこどもを生き育てることができるまち
基本目標 3	こども・若者が健やかに成長し、希望をもつことができるまち
基本目標 4	多様なこども・若者、子育て世代が置かれた環境に関わらず幸せに暮らすことができるまち
基本目標 5	こども・若者が安全に暮らすことができるまち



各施策を進めるにあたり、共通の考え方として、以下の2つの視点をもって取り組みます。

<視点1> ライフステージに応じた切れ目のない支援

妊娠・出産・子育てに関する必要な支援を切れ目なく提供します。また、子ども・若者が発達段階に応じ、健やかに成長して自己実現を図り、生活の基盤を安定させて自立できるまで、必要な支援を年齢等の理由で途切れることなく推進します。

<視点2> 当事者としての目線

子ども・若者の最善の利益が優先して考慮されるように、また、子育て当事者が子育て期の人生全体を充実させることができるように、子ども・若者及び子育て当事者の細かなニーズや実態の把握に努めます。さらに、障がい・疾病・虐待・貧困など困難な状況にある子ども・若者や家庭も含め、誰一人取り残されることのないよう支援を行います。

第4章 施策の展開



基本目標1 地域全体でこどもまんなか社会を実現するまち

(1) こどもの権利を大切にす意識の醸成

すべてのこども・若者が権利の主体として個性を尊重されるよう、社会全体に対してこどもの権利の大切さを浸透させ、こども・若者の健やかな育ちを町全体で支える意識をつくります。

<主な取り組み>

1	「子どもの権利」について知る機会の確保
取り組みの内容	幼稚園・保育所等での教育・周知機会、学校における社会・道徳教育の授業等、各種イベント等での周知機会など様々な場面を活用し、「児童の権利に関する条約」について学び、知る機会を設け、その内容についても充実していきます。
担当課	こども未来課・学校教育課・福祉課・生涯学習課

(2) こどもの社会参画・意見反映の推進

こども議会等を活用し、こどもが意見を表明し、社会参画する機会を確保します。また、こどもの意見については、学校運営等へ反映する仕組みづくりを行い、こどもの意見を反映した取り組みを推進します。

<主な取り組み>



町独自

1	こども議会を活用したこども本人の意見聴取の場づくり
取り組みの内容	未来の益城町を担うこどもが積極的に意見や提案を行う機会づくりとしてこども議会を開催しています。議会本会議と同じ形式で、こどもならではの視点で町の課題や問題を柔軟に捉えた質問が出されています。
担当課	議会事務局

2	こどもの意見を学校運営等へ反映する仕組みづくり
取り組みの内容	こどもにとって一番身近な生活の場である「学校」について、学校運営等へのこども本人の要望・意見を反映する仕組みづくりを検討していきます。
担当課	学校教育課

基本目標2 安心して子どもを産み育てることができるまち

(1) 妊娠期からの切れ目のない支援

それぞれのライフステージにおける課題を十分把握し、妊娠期から子育ての期間までを切れ目なく質の高い支援をすることで、子育て当事者の将来への見通しを示し、安心感の向上を図ります。

<主な取り組み>

1	妊娠期からの切れ目のない支援
取り組みの内容	安心して妊娠・出産・子育てができるように、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。電話や、益城町保健福祉センターの相談ブースにおいて、妊娠・出産・子育てに関する質問や相談などお話を伺い、支援の推進を図ります。
担当課	健康保険課

2	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業
取り組みの内容	低所得の妊婦の経済的負担を軽減しつつ、その後の出産・子育てにかかわる継続的な支援につなげます。
担当課	健康保険課



3	母子健康手帳交付
取り組みの内容	母子健康手帳は、妊娠・出産及び育児に関する様々な記録を残す手帳として妊娠届出時に交付します。母子健康手帳交付と同時に、助産師等が、妊娠期の過ごし方や妊産婦を支援する制度等、出産にむけた保健指導を実施しています。
担当課	健康保険課

4	妊婦健康診査
取り組みの内容	妊婦が安心・安全に出産できるように、妊娠中に定期的な健診を行うことで、母子の健康状態を把握する事業です。経済的な負担を少なくするために健診費用の助成を行います。
担当課	健康保険課



5	家庭訪問(妊産婦・乳幼児)
取り組みの内容	妊婦、産婦、乳幼児に対して、保健師、管理栄養士等が家庭訪問を実施します。
担当課	健康保険課

6	こどもの事故防止啓発
取り組みの内容	乳幼児健診や健康教育の機会を通じ、事故防止の啓発を行っています。今後、ホームページ等を通じた啓発を行っていきます。
担当課	健康保険課

7	産婦健康診査
取り組みの内容	産後の初期段階における支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備し、産後うつ予防や育児負担の軽減を図ります。
担当課	健康保険課

町独自

8	産後ケア
取り組みの内容	母親の身体的回復と心理的な安定、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援する事業です。 今後も継続して周知方法の工夫や申請方法の見直し等を行い、必要とする人へ支援が届けられるように努めます。
担当課	健康保険課

9	こどもの発育・発達の支援
取り組みの内容	すべてのこどもが健やかに生まれ、育つよう妊婦健康診査、乳児訪問指導、乳幼児健康診査などの母子保健施策の取り組みを推進します。また、発達・発育に課題を抱えているこどもの支援の充実に取り組みます。
担当課	健康保険課

10	子育て広場(育児相談)
取り組みの内容	子育てに関する不安や悩み、こどもの発育、発達などに対して、気軽に保健師・管理栄養士・歯科衛生士などに相談できる場として、月に2回益城町保健福祉センターで実施します。保護者や支援者がこどもの発育・発達状況を把握する場、参加者同士の交流の場にもなっています。
担当課	健康保険課

11	児童手当
取り組みの内容	次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、高校3年生年代までの児童を養育する方を対象として、手当を支給します。令和6年度の制度拡充に伴い、所得の制限が撤廃されました。
担当課	こども未来課

12	子ども医療費助成事業
取り組みの内容	こどもに係る医療費を高校3年生年代まで助成する制度です。病気の早期治療を促進し、その健康の保持及び健全な育成と、子育て支援を図ることを目的として実施します。県内医療機関での外来受診時は現物給付(窓口での一部負担なし)とし、柔整・治療用装具等、入院、県外の医療機関等での受診は償還払いでの助成を行います。
担当課	こども未来課

13	小児医療の充実
取り組みの内容	地域で安心してこどもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤整備として、小児医療体制の一層の充実・確保に取り組みます。また、近隣の市町村、関係機関との連携のもと、小児救急医療体制の整備に努めます。
担当課	健康保険課



(2)教育・保育施設における子育て支援サービスの充実

こども一人一人にとって最善の利益となることを目指し、教育・保育施設の一体的提供の推進を強化します。子育ての多様なニーズに対応できるように、サービスの提供体制を充実させ、子育てしやすい町づくりに努めます。

<主な取り組み>

1	教育・保育施設の一体的提供の推進
取り組みの内容	<p>認定こども園とは、いわゆる認定こども園法に基づき、幼稚園的機能と保育所的機能を併せ持った施設として都道府県から認定を受けた施設で、以下の4つのタイプがあります。一般的には既存の幼稚園や保育所が必要な機能を備えて、都道府県から認定を受けることになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆幼保連携型：認可幼稚園と認可保育所が一体的な運営を行う、認定こども園としての機能を果たすタイプ ◆幼稚園型：認可幼稚園が、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ ◆保育所型：認可保育所が、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ ◆地方裁量型：幼稚園・保育所いずれの認可もない教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ <p>今後も保護者の意向に沿って、教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、認定こども園の適切な運営を図ります。</p>
担当課	こども未来課

2	産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保
取り組みの内容	<p>就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるようにするために、特定教育・保育施設等の計画的な整備を行うとともに、保護者に対する情報提供等の支援を推進します。</p> <p>特に0歳児の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりすることがないように、育休明けの年度途中の利用についての配慮を行います。</p> <p>今後の保育ニーズを確認しながら、引き続き保護者に対する情報提供等の支援も含めた検証を進めます。</p>
担当課	こども未来課



3	多様化するニーズに応じた保育サービスの充実
取り組みの内容	子育て中の家庭の様々なニーズに対応するため、延長保育や一時預かり、病児・病後児保育など保育サービスの充実に取り組みます。
担当課	こども未来課

4	待機児童ゼロ対策
取り組みの内容	関連法の改正や保育に関する環境変化を踏まえながら、保育士確保に向けた取り組みを中心に進めつつ、加えて、民間活力を導入した保育施設の整備運営等も推進し、町内の待機児童ゼロを実現します。
担当課	こども未来課

(3)多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実

保護者が抱える様々な問題や不安に対して相談対応を行ったり、経済的な支援を行い、不安を取り除き、いきいきと子育てができる環境づくりに努めます。また、こどもの健康な育ちを支えるための取り組みを推進します。

<主な取り組み>

1	保護者が抱える様々な問題に対する相談業務
取り組みの内容	保護者が抱える様々な問題について随時相談に応じ、必要に応じて関係機関へつなぎます。また、こどもの発達面に関する相談について、臨床心理士や療育相談員などの専門員による相談支援を行います。今後もニーズに応じた支援に取り組みます。
担当課	健康保険課・こども未来課

2	子育て相談
取り組みの内容	地域子育て支援拠点事業(つどいの広場)において、子育てアドバイザースタッフによる子育て相談を予約制で月1回実施しています。
担当課	こども未来課

3	子育て世帯への経済的な支援
取り組みの内容	子育ての経済的な負担を軽減するため、高校3年生年代までのこどもの医療費の助成、多子世帯の保育料の負担軽減などの支援に取り組みます。
担当課	こども未来課

一部
町独自

(4) 幼児教育の充実

幼児期の教育・保育は将来のこどもの基礎に係る重要な時期です。安心・安全な環境の中で教育・保育が受けられるように、質の向上などに努めます。また、幼稚園教諭、保育士と小学校教員が連携し、こども一人一人にとって最善の利益となることを目指し、幼・保・小の連携を強化します。

<主な取り組み>

1	つくしんぼ教室(遊びの教室)	町独自
取り組みの内容	こどもへの関わりや子育てに困難さを感じている親及びそのこども、また乳幼児健診などで経過をみる必要があるこども等を対象に、相談支援や小集団での遊びを、月に1回実施します。今後も、乳幼児健診等を通じ対象者へ教室の参加を促します。	
担当課	健康保険課	

2	食育歯科教室	町独自
取り組みの内容	管理栄養士と歯科衛生士が町内の幼稚園、保育所等の年長児を対象に、講話とブラッシング指導を行います。今後は、さらに保護者に向けて、こどもの食事や歯磨きなどの自己管理についての周知啓発方法等を検討します。	
担当課	健康保険課	



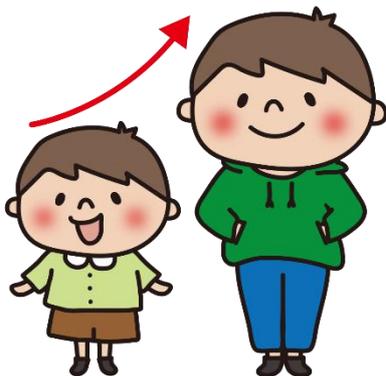
3	親子クッキング	町独自
取り組みの内容	こどもの食生活の確立と今までの食生活を振り返る機会として、こども向けの料理教室を行います。令和5年度には、年長児以上を対象に「おやこ料理教室」を、令和6年度には、小学生以上を対象に「子ども料理教室」を開催しました。今後も関係機関と連携しながら実施していきます。	
担当課	健康保険課	

4	手づくり離乳食教室	町独自
取り組みの内容	保護者を対象に、こどもが、母乳、ミルク以外の食べ物を必要とする時期に、こどもの成長にあわせた離乳食を進めるための学習を行うことを目的に実施します。	
担当課	健康保険課	



5	就学前教育・保育の質の向上
取り組みの内容	幼児教育と保育に携わる職員に対する研修の充実を図ることにより、幼児教育・保育の現場に求められる資質と専門性の向上に努めます。
担当課	こども未来課

6	幼稚園・保育所等、小学校、中学校の連携の推進
取り組みの内容	幼稚園・保育所等、小学校、中学校の連携の下、保護者への啓発活動を積極的に行い、「早寝・早起き・朝ごはん運動」等の取り組みを通じて、こどもの生活習慣の確立を図ります。 また、こどもの成長を、就学前から小学校・中学校までの連続したものとしてとらえ、各々が連携・協力して基本的な生活習慣や学習習慣の育成及び規範意識等を培い、健やかな成長を支援します。
担当課	学校教育課・健康保険課・こども未来課



基本目標3 こども・若者が健やかに成長し、希望をもつことができるまち

(1)多様な体験・学びの機会の提供

遊びや体験はこども・若者の健やかな成長の原点です。多様な世代や地域との交流により、遊び、学び、体験し、創造力や好奇心などを育み、こどもの多様な将来へとつなげます。また、文化芸術、スポーツ活動などの機会の充実に努めます。

<主な取り組み>

1	地域とのつながりによる教育力の向上
取り組みの内容	地域ならではの体験や交流機会を通じて、こどもが学校教育では学べないことを学ぶことができるよう、地域の人々と連携して環境の整備を進めます。
担当課	生涯学習課

2	こどもが自ら学ぶ環境の整備
取り組みの内容	こどもが、自分の興味や関心のあることに取り組むことができ、個性や特長を伸ばせるよう、学校教育以外の体験機会や文化芸術・スポーツ活動などに取り組める環境の形成に努めます。
担当課	生涯学習課

3	多世代でのこども・若者同士の交流の推進
取り組みの内容	幼稚園・保育所等と小学校や、小学校と中学校の児童・生徒が交流する機会を増加させます。また、町内に住む高校生や大学生とも交流できる機会の創出を図ります。
担当課	こども未来課・学校教育課・生涯学習課

4	多様なスポーツ活動の活性化
取り組みの内容	地域の中での自主的なスポーツ活動を支援するとともに、その活動に対して指導を行える人材の育成にも取り組みます。また、こどものスポーツ活動に関して、学校教育と課外活動の両方の充実に努めます。
担当課	生涯学習課



5	文化芸術に触れる機会の創出
取り組みの内容	こどもや若者を中心に、多くの人々が文化芸術に触れる機会を創出します。質の高い文化芸術に触れられるような公演や展示会などの積極的な誘致に取り組みます。
担当課	生涯学習課

6	地域の芸術活動及び体験活動への支援
取り組みの内容	地域の文化・芸術団体の活動において助言や支援を行うほか、年齢、性別、障がいの有無、経済的な状況に関わらず、文化・芸術に親しめる機会の提供を図ります。また、演奏家や俳優らを迎えての住民参加型のワークショップの実施や学校に出向いて活動を行うアウトリーチ事業(出前授業)などの行事を企画・実施して体験活動の充実を図ります。
担当課	生涯学習課

7	国際交流の推進
取り組みの内容	友好交流都市である台湾台中市大甲区と幅広い交流を行います。
担当課	企画財政課・学校教育課・生涯学習課

町独自



(2) こどもの心身の健康づくり支援

こどもが元気で健康に暮らすためには、心身共に健康でいられる環境づくりが重要です。いじめや不登校の防止だけでなく、児童・生徒が自らSOSを出せるための教育を行います。また、「食」はこどもの成長にとって重要です。学校や地域と連携した食育の取り組みの推進に努めます。

<主な取り組み>

1	成長・発達段階に応じた食育の推進
取り組みの内容	乳幼児期から思春期までの発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事づくりなどの体験活動を推進します。また、学校や地域と連携した食育の取り組みなどを通して、こどもの発育状況、栄養状況を把握し、必要に応じた栄養が確保できるよう食育や栄養指導の充実を図ります。
担当課	健康保険課

2	いじめ・不登校防止及び支援体制の確立
取り組みの内容	学校教育や人権に関する教育を通じて、いじめ防止の啓発を図ります。また、不登校対策として、フレンドネット等の適応指導教室の拡充を図るとともに、学校において児童・生徒の個別相談を行う教育相談等、こどもが相談しやすい体制を整えます。
担当課	学校教育課・生涯学習課・こども未来課

3	児童・生徒のSOSの出し方に関する教育
取り組みの内容	様々な困難やストレスの対処法を身に付けるため、小中学校で「SOSの出し方に関する教育」を実施することは自殺対策を進めていく上で重要です。困難やストレスに直面した際の対応能力を高めるため、定期的な相談の実施や、こころの健康に関する正しい知識を得るための教育等を行います。 また、スクールカウンセラーによるSOSの出し方に関する対処法講座等を実施します。
担当課	学校教育課



4	母子保健事業や子育て支援事業に関する情報提供
取り組みの内容	広報紙の健康カレンダーにおいて毎月の乳幼児健診などの事業をお知らせします。また、子育てに関する制度に変更等があった際には、ホームページや広報紙で周知に努めます。令和5年度からは、電子母子手帳アプリでの情報発信も開始しており、今後も十分な情報発信ができるよう検討を進めます。
担当課	健康保険課・こども未来課



5	乳幼児健康診査
取り組みの内容	4か月児、7か月児、1歳6か月児、3歳児の各時期に、健診を実施し、乳幼児の健全な成長の把握や疾病等の早期発見に取り組みます。また、健診の場を利用して親の育児不安の解消や、児童虐待の早期発見、防止につなげます。今後は、1か月児健診や5歳児健診の実施に向け検討していきます。 ◆乳幼児健康診査の実施内容 ・内科診察、身体計測、問診、栄養相談、歯科相談など
担当課	健康保険課

6	予防接種
取り組みの内容	<p>予防接種法に基づいた予防接種(ロタ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、五種混合、BCG、麻疹・風疹、水痘、日本脳炎、二種混合、HPV感染症)を実施します。予防接種については町内、町外(広域化契約)医療機関に委託し、乳幼児健診や窓口、他保健事業の機会を利用し予防接種を勧めます。</p> <p>また、電子母子手帳アプリを導入し、こどもの予防接種スケジュールを保護者が管理しやすい体制を整備しています。</p> <p>今後も住民が必要な予防接種を受けられる体制を整備し、その周知を行います。</p>
担当課	健康保険課

7	フッ化物塗布事業
取り組みの内容	1歳6か月児健診及び3歳児健診において希望者へフッ化物塗布を実施します。また、歯科衛生士による歯科指導を行っていきます。
担当課	健康保険課

8	フッ化物洗口事業
取り組みの内容	むし歯予防を目的に、町内の保育所、幼稚園の4歳児以上と小中学生を対象に、フッ化物洗口を実施します。今後も、関係機関と連携・協力しながら事業を進めます。
担当課	健康保険課

9	心理相談
取り組みの内容	就学前の幼児を対象に、臨床心理士等が、こどもの発達についての相談や発達検査を行います。
担当課	健康保険課

町独自

10	個別園訪問
取り組みの内容	乳幼児健診や心理相談において、継続支援が必要なこどもに対し、保護者の了承のもと、保健師、療育相談員が幼稚園、保育所等を訪問し、集団生活の様子を観察します。また、必要に応じて園訪問後に保護者との面談を行います。
担当課	健康保険課

町独自



(3)学校教育の充実

こども・若者の一人一人の長所を伸ばし、将来の夢や、希望、憧れる自分へのイメージを持つことができる教育を充実させます。また、ICT教育等を推進させ、教育や教職員業務の効率化を図ります。

<主な取り組み>

1	キャリア教育の実施
取り組みの内容	小学校においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身に付ける学習に取り組めます。また、中学校においては、自分の進路計画の設定や暫定的な職業選択など、生き方や進路に関して学ぶ機会を提供します。
担当課	学校教育課



2	豊かな心の育成
取り組みの内容	家庭や地域と連携し、多様な体験活動を取り入れるとともに、道徳教育や人権教育の充実を通して、自分と同じように相手の命や心を大切にすることを育んでいきます。また、自然豊かな本町の特色を生かし、身近な自然に触れる機会を多く持ち、幼児が自然を全身で感じ取れるような体験を取り入れるなど、豊かな心を育む保育・教育を推進します。
担当課	学校教育課・こども未来課・生涯学習課

3	国際理解のための学習機会等の充実
取り組みの内容	総合的な学習の時間や語学指導外国青年との交流・英語活動等を通して文化や習慣の違いを学び理解を深めます。
担当課	学校教育課

4	教育現場のICT化の推進
取り組みの内容	全ての教職員に校務用パソコンを配備し、校務の管理をはじめ出席簿や指導要録などの教務管理を電子化することにより、教職員の業務の効率化を図ります。
担当課	学校教育課

5	教職員の働き方改革
取り組みの内容	益城町の教育施設で働く教職員が、心身ともに健康で意欲をもって働く環境を整備するために、業務の見直しや効率化など負担軽減に取り組めます。また、時間外労働時間の削減に向け、教職員の業務内容の抜本的な見直しを行います。
担当課	学校教育課

(4)家庭や地域の教育力の向上

地域の中で子育て中の家庭を支えることができるようにするために地域子育て支援や家庭教育支援の充実を図ります。

<主な取り組み>

1	ブックスタート事業
取り組みの内容	すべての乳幼児とその保護者を対象に、絵本を介してゆっくり心ふれあうひとときを持つきっかけづくりとなるよう、健康保険課と連携し、毎月行われる4か月児健診時に絵本2冊の無償提供を行います。親の負担とならないよう配慮しながら今後も事業を推進します。
担当課	生涯学習課

2	おはなし会
取り組みの内容	町交流情報センター(図書館)において、毎週木曜日に幼児向け、土曜日に児童向けのおはなし会を定期開催します。新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、現在は隔週開催としていますが、今後もこどもが本を身近に感じられるようなイベントとなるよう進めます。
担当課	生涯学習課

3	図書館の充実(「こども図書館」の整備)
取り組みの内容	町交流情報センター内に、乳幼児期から小学校中学年頃までのこどもや保護者が、気兼ねなく利用できるスペースを「こども図書館」として整備し、乳幼児・児童向けのスペースをさらに充実させます。「こども図書館」は、声を出して本を読んだり、楽しく交流できるスペースとします。
担当課	生涯学習課

町独自

4	学校支援地域本部事業
取り組みの内容	教育委員会に地域学校協働活動推進員を配置して、各学校地域連携担当者と連携しながら、地域連携の取り組みを実施します。また、地域支援ボランティアの人材確保に努めます。
担当課	生涯学習課



5	スクールカウンセラー事業
取り組みの内容	熊本県から派遣されたスクールカウンセラーにより、学校やこどもが抱える貧困を含めた様々な問題解決に向けて、町内各学校の相談体制の充実を図ります。児童生徒の心のケア、児童生徒の支援を行うとともに、引き続き学校における教育相談体制の充実を図り、問題行動等の解決につながるよう取り組みます。
担当課	学校教育課

6	いきいき益城っ子育成事業
取り組みの内容	児童生徒に基本的な生活態度および学習態度を定着させるため、各小中学校のクラスに補助職員を配置することにより、個々の児童生徒が、いきいきとした学校生活を送ることを目的とする事業です。今後も、町内各小中学校で授業補助を行います。
担当課	学校教育課

町独自



7	ドリーム益城っ子事業
取り組みの内容	教職員の負担を軽減するために町内全ての小中学校に1人ずつ配置し、コミュニティ・スクール事業や図書貸し出し業務等の教員の事務補助をメインに行います。
担当課	学校教育課

町独自

8	多世代交流の推進
取り組みの内容	教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することでこどもの広い学びを支援します。
担当課	こども未来課・学校教育課・生涯学習課

9	コミュニティ・スクールの推進
取り組みの内容	社会に開かれた教育課程の実現を図り、「町全体が学びの場」となるように、学校が地域住民と教育課題を共有し、学校運営協議会を中心として課題解決に取り組み、学校の活性化に努めます。地域学校協働活動推進員等を中心にして、地域の特色や人材を生かした地域とともにある学校づくりを推進します。
担当課	学校教育課・生涯学習課

10	家庭教育関係機関との連携推進
取り組みの内容	様々な機会を捉えて家庭教育に関する研修を行うため、家庭教育関係機関や各種社会教育団体と連携を図ります。
担当課	生涯学習課

11	豊かな感性を育む読書活動の推進
取り組みの内容	読書を通じて、言葉を学び想像力を高め豊かな感性を育むために、交流情報センターの図書館を拠点として読書環境の整備を図ります。「益城町子ども読書活動推進計画」を策定して、地域・学校・家庭が連携し、こどもの読書活動推進に取り組みます。
担当課	生涯学習課



12	地域と密接につながる教育の推進
取り組みの内容	地域の歴史・自然等の土地が持っている魅力や、地域の人達やその人達によって行われている活動などの魅力を伝え再発見する学習等を通じて、「ふるさと愛」の醸成を図ります。 さらに、飯野小学校、津森小学校については、特色ある教育活動を行いつつ、通常の通学区域に関わらず、校区外から児童が通学することができる制度の活用を促していきます。
担当課	学校教育課・生涯学習課

(5)こどもの居場所づくりの推進

こどもが安心して自由にのびのびと遊び、ふれあうことができるよう、児童館などを活用し、放課後や長期休暇におけるこどもの居場所づくりの充実に努めます。

<主な取り組み>

1	児童館
取り組みの内容	18歳までの児童を対象とした「こどもの遊び場」です。児童の健康を増進し、情操を豊かにするため、地域児童を対象とした「キッズタイム」、自由に参加できる乳幼児向けイベント「おひさまひろば」、母親クラブ「ふぁん！ふぁん！ままくらぶ」などを開催しています。今後は、児童館のあり方や管理運営方法について情報収集を行いながら検討を進めます。
担当課	こども未来課

2	放課後子ども教室推進事業
取り組みの内容	そろばんを主に学習し、講師は公民館講座そろばん教室の受講生が中心となり、各小学校で指導を行っています。今後も引き続きそろばん教室を実施し、活動内容の充実を図ります。
担当課	生涯学習課

3	放課後児童クラブの充実
取り組みの内容	小学校に就学している児童のうち、保護者が仕事等により昼間家庭にいない児童が、授業の終了後等に発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるよう援助するとともに、学校、家庭、地域等が連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。
担当課	こども未来課

4	いじめ電話相談室
取り組みの内容	小中学校で発生する「いじめ」の相談に、学校教育課職員が対応し、問題の早期解決が図れるようにアドバイスを行っています。今後も広報等の媒体を活用した情報発信、学校への情報提供など、事業の周知を図るとともに、相談があった場合の対応や関係機関との連携を密に行えるよう取り組みます。
担当課	学校教育課

町独自

5	多世代交流の推進(再掲)
取り組みの内容	教育・保育施設や学校等において、高齢者や事業者など地域の人材を活用した学びの場を提供します。また、公民館など地域の身近な場所を活用した多世代交流を推進することでこどもの広い学びを支援します。
担当課	こども未来課・学校教育課・生涯学習課

6	親子で過ごせる居場所づくり
取り組みの内容	親子が自由に集い、情報交換を行うとともに、お互いに悩みを打ち明け、相談し合う場の提供に努めます。
担当課	こども未来課

7	こども・若者が自由に過ごせる居場所づくり
取り組みの内容	役場庁舎の1階多目的スペースや展望テラス、その他町内公共施設の一般利用可能スペースを活用するなど、小中高生や若者が自由に集い、過ごすことができる場の提供に努めます。
担当課	総務課・こども未来課

町独自



(6)若者の進学や就労支援の充実

すべてのこども・若者が家庭の経済的状況にかかわらず就学ができるような支援や将来の夢をかなえることができるように支援を行います。また、就労支援だけでなく、起業に関する相談や支援を行います。

<主な取り組み>

1	就学援助の周知の拡充
取り組みの内容	就学援助事業の一層の充実を図るため、小学校・中学校における周知に加え、広報紙やホームページの活用など町民がいつでも知ることのできる広報に取り組みます。
担当課	学校教育課

2	キャリア教育の実施(再掲)
取り組みの内容	小学校においては、夢や希望、憧れる自分へのイメージを持たせ、勤労を重んじ目標に向かって努力する態度を身に付ける学習に取り組みます。また、中学校においては、自分の進路計画の設定や暫定的な職業選択など、生き方や進路に関して学ぶ機会を提供します。
担当課	学校教育課

3	職場体験の推進
取り組みの内容	働くことに対する理解を深めるとともに、職業文化や経済・流通の仕組みを理解するため、引き続き中学生等を対象に、職場体験を実施します。
担当課	学校教育課

4	起業に関する相談体制・支援体制の整備
取り組みの内容	行政、関係機関、民間企業及び教育機関(大学や高校等)と連携しながら、本町で起業を検討している人が相談を持ち込んだり支援を受けたりできる場を引き続き運営していきます。また、連携する団体・機関で定期的に集まりながら情報共有を行い、個別それぞれのケースに合った支援や施策を引き続き行っていきます。
担当課	産業振興課

町独自



(7)希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援

保護者の健康面に関わる支援や女性が抱えやすい健康問題について、安心して相談ができる体制を整え、支援を充実させます。

<主な取り組み>

1	保護者の健康面に対する専門的な対応
取り組みの内容	保護者が健康診断やがん検診を受診しやすい体制を整えます。また、保健師などによる訪問指導や健康相談の実施に努め、保護者の健康に関する不安を解消します。
担当課	健康保険課

2	不妊治療費助成事業
取り組みの内容	不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減し、妊娠・出産を希望する夫婦を支援するため、治療費の一部を助成します。
担当課	健康保険課

一部
町独自

3	子育て世代への支援
取り組みの内容	「女性のこころとからだなんでも相談」において、女性が抱えやすい子育て、家族関係、心身の健康問題について、相談中は託児を行う等、安心して相談ができる体制を整えます。
担当課	健康保険課

町
独自

(8)仕事と家庭の両立支援

充実したワーク・ライフ・バランスの実現に向け、多様な働き方への支援とともに男女共同による育児支援を多方面から推進します。

<主な取り組み>

1	ワーク・ライフ・バランスの広報・啓発
取り組みの内容	男女が協力して家事・育児にかかわり、責任も楽しみも分かち合い、充実した生活を送ることができるワーク・ライフ・バランスの実現に向け、第4次男女共同参画計画を踏まえて、ホームページなど様々な媒体を通じて広報・啓発に努めます。
担当課	総務課

2	就労支援講座・家事支援講座
取り組みの内容	現状、就労支援講座として、パソコン講座(Excel、PowerPoint等)を実施しています。今後、様々なニーズに応じた就労支援講座や家事支援講座(男性の料理教室等)を検討していきます。
担当課	総務課

3	多様な働き方の普及
取り組みの内容	女性が出産・子育て等を経験しながらも、継続して就業したり、再就職するなど、多様な働き方ができるように、関係機関と連携のうえで、情報提供に努めます。
担当課	総務課・こども未来課

4	男性の家事・育児・介護への参画の推進
取り組みの内容	子育ては、男女に共同の責任があるという認識の定着を図るため、保護者会や学校行事(保育所・幼稚園等も含む)、PTA活動・子ども会活動など、教育の場への男性保護者が参加しやすい活動内容の工夫に努めます。また、夫と同伴のサークル参加を勧めるなど、男女共同による育児支援の推進を図ります。
担当課	総務課・学校教育課・生涯学習課・こども未来課・健康保険課

5	女性の活躍を支援する取り組みの推進
取り組みの内容	女性向け講座・研修会の開催等を通じて、女性が自ら活躍していくために必要なスキル等を習得できる機会の創出を図っていきます。 また、女性が安心して働くことのできるための「場」や「つながり」の創出にも積極的に取り組んでいきます。
担当課	総務課

6	働き方改革の推進
取り組みの内容	町内の事業者に対して多様な働き方などに関する情報提供を行いながら、地域の特性に応じたワーク・ライフ・バランスの推進や長時間労働の見直しなど、男性も女性も、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを図っていきます。
担当課	総務課



基本目標4 多様な子ども・若者、子育て世代が置かれた環境に関わらず幸せに暮らすことができるまち

(1) ヤングケアラーへの支援の充実

ヤングケアラーの早期発見、適切な対策について情報共有を密に行いながら検討、推進します。

<主な取り組み>

1	ヤングケアラーへの支援の充実
取り組みの内容	ヤングケアラー等、若年者への対策についても、情報共有を行います。
担当課	子ども未来課・健康保険課・学校教育課・福祉課 ほか

(2) こどもの貧困対策の推進

こどもがのびのびと生活できるよう、学校をはじめ、関係機関と連携を図りながら貧困対策を推進します。

<主な取り組み>

1	教職員に対する啓発
取り組みの内容	こどもの貧困問題に関する教職員の理解を深めるための研修会等を開催します。
担当課	学校教育課・子ども未来課・福祉課

2	学校をプラットフォームとした教育・福祉関係部門等の連携
取り組みの内容	貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置付け、学校、教育委員会、子ども未来課などが連携し、総合的なこどもの貧困対策を展開します。
担当課	学校教育課・子ども未来課・福祉課

3	学習や家庭生活で困難を抱える子どもへの支援
取り組みの内容	こどもの個性・特徴といった特性や、家庭の事情など様々な要因で学習や家庭生活で困難を抱える子どもに対し、こども食堂への支援等を通して、衣食の提供や学習支援が行える体制整備を行います。
担当課	子ども未来課・学校教育課

(3) 児童虐待防止対策等の推進

児童虐待の予防、早期発見に努めるとともに、相談窓口の拡充を図り、必要な助言や情報収集を適切に推進します。また、町全体として児童虐待防止に努めるよう、効果的な情報発信を行います。

<主な取り組み>

1	児童家庭相談
取り組みの内容	こども未来課、益城町保健福祉センター、益城町ふれあい福祉総合相談所、教育委員会に相談窓口を設置し、家庭及び児童虐待をはじめとする児童及び妊産婦の福祉に関する問題の相談に応じ、必要な助言及び情報収集を行うとともに、これらに関する業務を行います。児童相談件数は年々増加傾向にあり、児童相談所や各関係機関とより密に連携を図っていきます。
担当課	こども未来課

2	いじめ電話相談室(再掲)
取り組みの内容	小中学校で発生する「いじめ」の相談に、学校教育課職員が対応し、問題の早期解決が図れるようにアドバイスを行っています。今後も広報等の媒体を活用した情報発信、学校への情報提供など、事業の周知を図るとともに、相談があった場合の対応や関係機関との連携を密に行えるよう取り組みます。
担当課	学校教育課

町独自

3	スクールカウンセラー事業(再掲)
取り組みの内容	熊本県から派遣されたスクールカウンセラーにより、学校やこどもが抱える貧困を含めた様々な問題解決に向けて、町内各学校の相談体制の充実を図ります。児童生徒の心のケア、児童生徒の支援を行うとともに、引き続き学校における教育相談体制の充実を図り、問題行動等の解決につながるよう取り組みます。
担当課	学校教育課



4	児童虐待防止対策の充実
取り組みの内容	養育支援を必要とする家庭を把握し、虐待を予防するとともに、虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、すぐに児童相談所による支援を求める等関係機関との連携強化が不可欠です。 また、体罰によらない子育て及び教育を推進するため、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方等について、家庭や教育・保育関係者に向けた周知・啓発を推進します。
担当課	こども未来課

5	総合的な児童虐待防止の推進
取り組みの内容	こども未来課をこどもの虐待対策の総合相談窓口とし、学校、関係行政機関、地域企業、自治会、その他関係者との連携を強化します。また、必要に応じて、益城町要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会において具体的な支援策を講じ、関係機関と連携して訪問を実施し、適切な支援を行います。
担当課	こども未来課

(4)ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭について、経済的な支援に加え、相談業務や就労支援の充実を図り、総合的な支援策を推進します。

<主な取り組み>

1	児童扶養手当
取り組みの内容	ひとり親家庭等の父母に、児童が18歳に達する日以降の最初の3月31日(一定の障がいのある状態にある場合は20歳未満)まで、所得に応じて手当を支給します。町で申請を受け付け、県で認定後に支給します。また、離婚相談件数の増加、相談内容の複雑化により高度な相談対応技術が求められるため、児童家庭相談を担当する専門職との情報連携を図ります。
担当課	こども未来課

2	ひとり親家庭等医療費助成事業
取り組みの内容	ひとり親家庭等の父・母は児童が20歳になる誕生月の末日まで(児童を扶養している場合に限る)、児童は18歳に達する日以降の最初の3月31日まで医療費を助成し、ひとり親家庭等の健康の保持および生活の安定と福祉の向上を図ります。
担当課	こども未来課

3	ひとり親家庭の自立支援の推進
取り組みの内容	ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っていることから、住居、収入、家事、こどもの養育等の多くの課題に直面しています。また、母子・父子を問わず親との離別は、こどもの生活を大きく変化させるものであり、こどもの精神面に与える影響等の問題についても、十分な配慮が必要とされています。このように、ひとり親家庭が抱える様々な困難に対応するため、児童扶養手当を中心とした経済的な支援だけでなく、相談業務の充実や就労支援といった総合的な自立支援策を推進します。
担当課	こども未来課

4	経済的困難を抱えるこどもへの支援の充実
取り組みの内容	自殺のリスクを高める要因となりうる、生活困窮世帯が抱える様々な問題に対応するために、各種法律に基づいて実施される施策の活用を進める等の支援を行います。
担当課	こども未来課・学校教育課

(5)障がい児や発達面で支援が必要なこどもへの支援

障がい児や発達面で支援が必要なこども自身の社会参加の実現に向けて、一人一人のニーズに応じ、相談窓口の設置や学習支援、各種給付制度など、多方面から幅広い支援を推進します。

<主な取り組み>

1	心理相談(再掲)	町独自
取り組みの内容	就学前の幼児を対象に、臨床心理士等が、こどもの発達についての相談や発達検査を行います。	
担当課	健康保険課	

2	個別園訪問(再掲)	町独自
取り組みの内容	乳幼児健診や心理相談において、継続支援が必要なこどもに対し、保護者の了承のもと、保健師、療育相談員が幼稚園、保育所等を訪問し、集団生活の様子を観察します。また、必要に応じて園訪問後に保護者との面談を行います。	
担当課	健康保険課	

3	保育所・幼稚園への巡回相談
取り組みの内容	気になるこどもへの早期支援の一環として、関係機関や庁内関係部署と連携し、希望する保育所等へ年2回の定期巡回を実施しています。その他希望があれば個別巡回を実施しています。また、対象児童の増加により、すべての児童への支援ができないことがあることや、保育所等に対し、早期支援のみならず、施設支援の側面を理解してもらう必要があるため、効率的・効果的な支援方法を検討し、保育所等に対し、事業の目的を再度周知していきます。
担当課	福祉課・健康保険課



4	特別支援教育事業
取り組みの内容	現状、特別支援教育支援員10人を小中学校に配置し、学習支援等を行うとともに、医療介助の必要な児童生徒においては、医療支援員5人を配置しています。
担当課	学校教育課



5	小・中学校への巡回相談
取り組みの内容	発達障がいを含む障がいのある児童・生徒に対する適切な教育支援のため、学校の要請時に松橋東支援学校及び上益城地域療育センターに相談員の派遣を依頼して巡回相談を行っています。また、特別支援学級在籍に限らず、通常学級に在籍する児童生徒の対応についても相談を実施するなど、特別支援教育に対する理解啓発に取り組むとともに、児童生徒の継続的な支援に努めます。
担当課	学校教育課

6	障害児通所支援
取り組みの内容	療育が必要な子どもに対し、その年齢や状況に応じて「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」等の利用支援を行います。 療育サービスの質を高めるため、行政、各事業所、児童発達支援センター等の連携を深めます。
担当課	福祉課

7	障害児相談支援
取り組みの内容	「障害児相談支援」の利用を促進し、「障害児通所支援」の利用者に対し、一貫した相談支援を行います。サービス利用者の増加により、今後は、新規事業所の開所に向け、情報の収集や募集を行うとともに、引き続き情報共有のしやすい関係づくりに努めます。
担当課	福祉課

8	障がい児施策の充実
取り組みの内容	障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、子ども自身が自立し、社会参加をするために必要な力を養うため、一人一人の希望に応じた適切な支援を行うことが必要です。 そのため、乳幼児期を含め早期からの育児相談や就学相談により、保護者に十分な情報を提供するとともに、認定こども園、保育所、小学校等において、その後の円滑な支援につなげていきます。特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知等、支援体制の整備を行います。
担当課	福祉課・健康保険課・こども未来課

(6) 困難を抱える若者への支援の充実

様々な困難を抱える若者に対し、課題を早期発見するための支援・支援を検討するための情報共有・課題に応じた適切な支援の充実を図ります。

<主な取り組み>

1	各種協議会における情報共有
取り組みの内容	町の健康づくり施策を推進する益城町健康づくり推進協議会やこどもに係わる地域の関係者が一堂に会する益城町要保護児童対策協議会等、分野別に設置されている既存の協議会等において、連携しながら情報共有を行い、困難を抱える若者への支援を検討します。
担当課	健康保険課・こども未来課・福祉課 ほか

2	生活における困りごとへの相談対応
取り組みの内容	それぞれの世代や生活状況によって生じてくる困りごと(健康、介護、障がい、生活困窮、DV、ひきこもり、住まいの確保、アルコール依存症等)に応じて、各部署、関係機関が緊密な連携を図りながら、相談対応と問題解決の支援にあたります。安心して相談できるように、プライバシーに配慮された相談室等、環境整備を行います。
担当課	健康保険課・福祉課・総務課・こども未来課 ほか

3	支援につながっていない人を支援へつなぐ取り組み
取り組みの内容	税金、保険料、保育料や公営住宅の賃料等に滞納がある場合は、生活に困窮していたり、様々な生活の問題を抱えたりしている可能性があります。納税相談や賃料の徴収等の各部署での窓口業務や相談の際に、そのような問題に早期に気づき、生活困窮の相談窓口につなぐ等、必要な支援が受けられるようにします。また、町職員に対してゲートキーパー養成研修等を実施し、自殺のリスクを抱えた人を早期に発見し、適切な支援につなげられる体制づくりを進めます。
担当課	福祉課・総務課・健康保険課・こども未来課 ほか



基本目標5 子ども・若者が安全に暮らすことができるまち

(1)犯罪や事故から子ども・若者を守る地域づくりの推進

地域と連携しながら、子どもを犯罪から未然に防ぐ活動を推進するとともに、子どもへの飲酒・喫煙防止に向けた啓発活動を行います。

<主な取り組み>

1	交通安全・防犯
取り組みの内容	各小中学校で交通安全指導を実施するとともに、定期的に登校時間帯及び下校時間帯にパトロールを実施します。
担当課	危機管理課

2	地域と協力したこどもの安全を見守る活動の推進
取り組みの内容	地域のボランティアを中心とした「見守り活動」の実施を通じ、通学時や放課後のこどもの安全確保を図ります。
担当課	危機管理課

3	未成年の飲酒・喫煙防止
取り組みの内容	広報紙での周知や学校教育機関と連携を図り、未成年の飲酒や喫煙が及ぼす健康への影響に関する正しい知識の普及啓発を行います。
担当課	健康保険課

(2)子ども・若者が安心・安全に暮らせる地域づくりの推進

住まいや教育施設、こどもの遊び場など、普段の生活の中で子どもが安心・安全に暮らすことができる地域づくりを目指し、関係機関と連携しながら事業を推進します。

<主な取り組み>

1	子どもが思い切り遊べ、子育て世代・地域住民も交流できる都市公園の整備
取り組みの内容	子どもや子育て世代のニーズに対応した、安心して気軽に遊べる身近な都市公園の整備を、子どもや子育て世代の目線に立って進めます。
担当課	都市計画課

パブリックコメントで最も意見が多かった（注目度の高い）取り組みです。

2	子育て世帯の移住定住の推進
取り組みの内容	対象地域の少子化の防止と地域の活性化を目的として、「益城町子育て世帯移住定住促進補助金」の交付事業を実施しています。
担当課	企画財政課

3	教育施設の整備
取り組みの内容	教育施設を計画的に改修し、安全で良好な学習環境の整備を進めます。また、ユニバーサルデザインを取り入れ、誰もが利用しやすい施設づくりに取り組みます。
担当課	学校教育課・都市計画課

4	防災教育の推進
取り組みの内容	自然災害や地域への理解を深め、様々な自然災害に対し、「自助」「共助」の精神の下、主体的に行動する児童生徒を育成します。また、熊本地震の体験や教訓から、防災・減災の意識を高め、教育活動全体を通じた防災教育を進めます。
担当課	危機管理課

5	大規模災害に備えた体制整備
取り組みの内容	大規模災害時の避難所において、粉ミルクや哺乳瓶、おむつなどの生活必需品を提供できるように備蓄品を準備し、避難時の生活に支障がないよう体制を整備します。また、大規模災害時に医師や看護師等の派遣により医療支援を受けることができるよう、認定NPO法人と協定を結んでいます。 災害対応が長期化する場合には、避難所におけるこどもの居場所確保についても早期に検討します。
担当課	危機管理課・こども未来課

6	安心して通える通学路の整備
取り組みの内容	安全に通行できる道路環境の整備や、信号・街灯の設置を通じて、こどもが安心して通学できる通学路づくりを進めます。また、定期的に益城町通学路安全推進会議を開催し、通学路における危険箇所の確認や、その改善に向けた取り組みを進めます。
担当課	建設課・危機管理課・学校教育課





第5章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

(1)教育・保育提供区域について

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定める必要があります。

その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することとしています。

本町では、町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

2 「量の見込みの算定」について

各サービスの「量の見込み」を算出するための基礎となる0歳から11歳までの児童数の推計は、各年4月1日現在の住民基本台帳人口を使用し、コーホート変化率法⁴を用いて算出しました。

図表31:各歳人口の推計

単位:人

	推計				
	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
0歳	288	293	292	296	300
1歳	326	308	313	312	316
2歳	334	341	323	328	327
3歳	334	351	359	340	345
4歳	371	350	368	377	357
5歳	323	382	361	379	388
6歳	356	334	395	373	392
7歳	372	363	341	403	381
8歳	354	378	369	347	410
9歳	403	359	383	374	352
10歳	402	407	363	387	378
11歳	442	404	409	365	389
0-5歳	1,976	2,025	2,016	2,032	2,033
6-11歳	2,329	2,245	2,260	2,249	2,302
0-17歳計	6,527	6,605	6,622	6,666	6,696

⁴ コーホート変化率法とは、住民基本台帳人口を基礎として、一定期間のコーホート(1歳階級別人口)の変化率を計算し、各コーホートの変化率を乗じて将来の人口を算出する方法です。

(1)1号認定(教育標準時間認定)

【対象】

満3歳以上で、幼稚園等の教育を希望される方

【利用先】

幼稚園、認定こども園

【提供体制の考え方】

町内の認定こども園1園と公立幼稚園が1園にて、1号認定(教育標準時間認定)の提供量を確保します。

過去5年間の動向をみると、隣接する熊本市の幼稚園等の利用が毎年60人程度ある状態ですが、今後の情勢を踏まえ、既存保育施設の認定こども園化についても、適宜ニーズ調査を行い、検討していきます。

公立幼稚園に関しては、利用児童数の動向を踏まえ、適正な利用定員の設定に努めていきます。

就園児童数 (人)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
A 量の見込み	164	150	150	150	150
B 確保の内容	165	115	115	115	115
認定こども園 (私立)	15	25	25	25	25
幼稚園 (公立)	150	90	90	90	90
B - A	1	-35	-35	-35	-35



(2)2号認定(保育認定)

【対象】

満3歳以上で、保育が必要な方

【利用先】

保育所、認定こども園

【提供体制の考え方】

町内の認定こども園1園と公立保育所4園、公私連携型保育所1園、私立保育所11園、企業主導型保育所2園にて、2号認定(保育認定)の提供量を確保します。

令和8年度以降の不足する分に関しては、利用定員の見直し等に対応するか、検討します。

就園児童数 (人)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
A 量の見込み	822	866	870	876	872
B 確保の内容	852	832	832	832	832
認定こども園 (私立)	52	107	107	107	107
保育所 (公立・私立)	783	708	708	708	708
企業主導型 (地域枠)	17	17	17	17	17
B - A	30	-34	-38	-44	-40

(3)3号認定(保育認定)

【対象】

満3歳未満で、保育が必要な方

【利用先】

保育所、認定こども園、地域型保育事業の実施施設

【提供体制の考え方】

町内の認定こども園1園と公立保育所4園、公私連携型保育所1園、私立保育所11園、地域型保育事業の実施施設3園、企業主導型保育所2園にて、3号認定(保育認定)の提供量を確保します。

不足する分に関しては、既存施設の利用定員の見直しや各施設の弾力運営で対応します。

【0歳】 就園児童数（人）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）	令和9年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）	令和11年度 （2029年度）
A 量の見込み	201	205	204	207	210
B 確保の内容	178	175	175	175	175
認定こども園 （私立）	14	26	26	26	26
保育所 （公立・私立）	151	139	139	139	139
地域型保育事業	9	6	6	6	6
企業主導型 （地域枠）	4	4	4	4	4
B - A	-23	-30	-29	-32	-35

【1歳】 就園児童数（人）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）	令和9年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）	令和11年度 （2029年度）
A 量の見込み	260	246	250	249	252
B 確保の内容	230	226	226	226	226
認定こども園 （私立）	20	35	35	35	35
保育所 （公立・私立）	192	177	177	177	177
地域型保育事業	13	9	9	9	9
企業主導型 （地域枠）	5	5	5	5	5
B - A	-30	-20	-24	-23	-26

【2歳】 就園児童数（人）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）	令和9年度 （2027年度）	令和10年度 （2028年度）	令和11年度 （2029年度）
A 量の見込み	267	272	258	262	261
B 確保の内容	268	263	263	263	263
認定こども園 （私立）	21	39	39	39	39
保育所 （公立・私立）	224	206	206	206	206
地域型保育事業	18	13	13	13	13
企業主導型 （地域枠）	5	5	5	5	5
B - A	1	-9	5	1	2

(1)時間外保育事業

【事業内容】

2、3号保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日の利用時間外において、認定子ども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現在は、祝日を除く月曜～土曜を開所し、最長19時までの延長保育を提供しています。

【量の見込みの考え方】

過去3か年の実績を基に算出した利用率を見込んだ上で、推計児童数に乗じて算出しました。

【提供体制の考え方】

令和6年11月時点で、町内全ての認可保育施設にて最長19時まで延長保育を実施し、ニーズに対応しています。今後もこの体制を維持するよう努めます。

祝日や日曜の開所に関しては、休日保育のニーズを確認し、提供の可否を検討します。

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
利用者数(人)	量の見込み	771	790	786	792	793
	確保方策	1,509	1,509	1,509	1,509	1,509
箇所数(か所)	確保方策	21	21	21	21	21

(2)放課後児童健全育成事業

【事業内容】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みの考え方】

過去5か年の実績を基に算出した利用率のうち、利用率の増加幅が大きかった直近年度の利用率に、令和6年度の登録児童+待機児童数(実際のニーズ)を乗じて算出しました。

【提供体制の考え方】

町内保育施設での放課後児童クラブ開設、学校の余裕教室の利用、新規施設の整備等の検討を進め、量の確保に努めます。

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
登録児童(人)	量の見込み	504	595	630	650	670
定員(人)	確保方策	515	600	680	680	680
箇所数(か所)	確保方策	12	14	16	16	16

(3)子育て短期支援事業(ショートステイ)

【事業内容】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

利用登録者数・利用日数の実績より算出しました。

利用登録者数は、子育て短期支援事業の利用登録として受付をするため、トワイライトステイと同じ登録者数となっています。

【提供体制の考え方】

令和6年11月時点で、事業を実施している施設は4か所です。

利用施設の受け入れ体制の課題(空き状況や職員配置等)から、利用できない場合も多く、実際の利用登録者数と比べて実際の利用者数は少ない状況です。

利用ニーズはありますが、上述の理由により、利用につながらないケースがあるため、今後、利用施設の新規開拓等検討を進め、量の確保に努めます。

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
年間延べ利用 日数(日)	量の見込み	4	4	5	5	6
	確保方策	30	30	30	30	30
利用登録者数 (人)	確保方策	20	20	25	25	25

(4)子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

【事業内容】

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。

【量の見込みの考え方】

利用登録者数・利用回数の実績より算出しました。

利用登録者数は、子育て短期支援事業の利用登録として受付をするため、ショートステイと同じ登録者数となっています。

【提供体制の考え方】

令和6年11月時点で、事業を実施している施設は4か所です。

利用可能時間の違いによりショートステイよりもニーズが少なく、また、利用施設の受け入れ体制の課題(空き状況や職員配置等)から利用できない場合も多いため、実際の利用登録者数と比べて実際の利用者数は少ない状況です。

トワイライトステイの利用希望があった際に対応できるよう、ショートステイとあわせて量の確保に努めます。

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
年間延べ利用 回数(回)	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	5	5	5	5	5
利用登録者数 (人)	確保方策	20	20	25	25	25

(5)地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

実績や新施設への移転の影響を基に算出した利用率を、推計児童数に乗じて算出しました。

【提供体制の考え方】

令和7年度から地域共生センター内に移転します。

地域共生センター内1か所に加え、令和8年度から新たに1か所開設できるよう検討を進め、量の確保に努めます。

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
月間平均参加者数(人)	量の見込み	395	446	484	528	569
	確保方策	488	900	900	900	900
箇所数 (か所)	確保方策	1	2	2	2	2
	確保方策	1	0	0	0	0
出張広場数 ※週1回	確保方策	1	0	0	0	0

(6)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

【事業内容】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

直近の実績を基に算出した利用率を、推計児童数に乗じて算出しました。

【提供体制の考え方】

協力会員の登録人数が伸び悩んでおり、依頼会員で登録しても利用に至らない、といった現状があるため、こどもを安心して預かれる・預けられる環境を整備し、ニーズに対応できるよう努めます。

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
年間延べ利用者数(人)	量の見込み	138	141	141	142	142
	確保方策	150	150	150	150	150

(7)一時預かり事業(幼稚園の預かり保育)

【事業内容】

幼稚園における預かり保育による在園児の昼間の一時預かり事業です。

【量の見込みの考え方】

過去3か年の実績を基に算出した利用率を見込んだ上で、推計児童数に乗じて算出しました。

【提供体制の考え方】

令和6年11月時点の箇所数は2か所です。令和6年度より公立幼稚園2園を1園に統合したため、3か所から2か所へ変更しています。

今後も現在の体制でニーズに対応していきます。

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
年間延べ利用者数(人)	量の見込み	2,364	2,222	2,089	1,964	1,846
	確保方策	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
箇所数(か所)	確保方策	2	2	2	2	2

(8)一時預かり事業(幼稚園の預かり保育以外)

【事業内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、一時的な預かりを行う事業です。

【量の見込みの考え方】

過去1か年の実績(利用者数+利用希望あったが利用できなかった人数)を基に算出した利用率を、推計児童数に乗じて算出しました。

【提供体制の考え方】

平成28年度より公立保育所2園にて事業を開始しましたが、熊本地震の影響と保育士不足のため、平成29年度から休止、令和5年度に私立保育所等に公募を行い、令和5年11月より1園にて事業を再開しました。

利用者の多様なニーズに対応するため、今後の利用状況を確認し、公立保育所での事業再開を検討します。

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
年間延べ利用者数(人)	量の見込み	514	527	524	528	529
	確保方策	800	1500	1600	1600	1600
箇所数(か所)	確保方策	4	7	7	7	7

(9)病児保育事業

【事業内容】

病児について、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

【量の見込みの考え方】

過去2か年の実績を基に算出した利用率を見込んだ上で、推計児童数に乗じて算出しました。

【提供体制の考え方】

令和6年11月時点の箇所数は1か所です。

令和3年11月より熊本市が連携自治体となり、相互利用が可能になりました(熊本市施設8か所)。今後も現在の体制でニーズに対応していきます。

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
年間延べ利用者数 (人)	量の見込み	553	567	564	569	569
	確保方策	960	960	960	960	960
年間延べ利用者数 (人) (熊本市施設利用)	確保方策	70	70	70	70	70

(10)利用者支援事業

【事業内容】

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込みの考え方】

教育・保育施設や他の地域子ども・子育て支援事業の量の見込等を勘案して見込みました。

【提供体制の考え方】

町内関係機関と協力し、相談窓口の増加に努めます。

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
子育て支援相談機 関(か所)	確保方策	0	1	1	1	1
こども家庭センタ ー型(か所)	確保方策	1	1	1	1	1

(11)妊婦健康診査事業

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込みの考え方】

各年度の0歳児推計人口を事業の対象者数として見込みました。

【提供体制の考え方】

県内外の医療機関・助産所で受診できます。

母子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査受診券を併せて交付します。基準額を上限として助成を行います。

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
年間受診人数	量の見込み	288	293	292	296	300
(人)	確保方策	300	300	300	300	300

(12)乳幼児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

各年度の0歳児推計人口を事業の対象者数として見込みました。

【提供体制の考え方】

町の保健師等専門職が中心となり、町直営で実施します。

なお、里帰り出産等で他自治体に滞在中の場合は、滞在している自治体の事業として実施します。

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
年間訪問数	量の見込み	288	293	292	296	300
(人)	確保方策	300	300	300	300	300



(13)養育支援訪問事業

【事業内容】

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童と保護者や出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦等に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

子育て世帯訪問支援事業の事業開始によって養育支援事業のニーズは一定数値で推移する可能性が高いと見込んでいます。

【提供体制の考え方】

町の養育支援員4名体制で事業を実施します。

母子手帳交付時や産前産後の伴走型相談支援等の機会を含め、妊娠中や産前産後から支援が必要と思われる対象者の速やかな把握と事業実施に努めます。

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
年間訪問数	量の見込み	12	12	12	12	12
(人)	確保方策	15	15	15	15	15

(14)子育て世帯訪問支援事業

【事業内容】

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

国の算出方法に基づき推計し、今後のニーズを踏まえ見込みました。

【提供体制の考え方】

町内外を問わず、事業を担うことができる事業者を開拓し、量の確保に努めます。

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
年間延べ訪問	量の見込み	76	78	78	79	80
回数(回)	確保方策	80	80	80	80	80

(15) 児童育成支援拠点事業

【事業内容】

養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

町の現状及び国の事業内容に基づき、対象児童数を10人、定員を概ね20名として年間利用者数を見込みました。

【提供体制の考え方】

令和7年度に事業整備を行い、令和8年度内に1か所開設できるよう努めます。

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
年間利用者数 (人)	量の見込み	0	5	10	10	15
	確保方策	0	10	20	20	20

(16) 親子関係形成支援事業

【事業内容】

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

町の現状及び国の事業内容に基づき、対象児童数を10人、利用料負担が発生するため、利用は1世帯程度として年間利用世帯数を見込みました。

【提供体制の考え方】

令和7年度、令和8年度に他自治体の事業実施状況の把握と事業を担うことができる事業所の開拓を行い、必要に応じ令和9年度以降の事業開始を検討します。

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
年間利用世帯 数(世帯)	量の見込み	0	0	1	1	2
	確保方策	0	0	5	5	5



(17)妊婦等包括相談支援事業

【事業内容】

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

国の算出方法に基づき推計しました。面談回数については3回を基本としました。

【提供体制の考え方】

町の保健師等専門職が中心となり、町直営で実施します。

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
妊娠届出数 (組)	量の見込み	267	272	271	274	278
面談実施合計	量の見込み	801	816	813	822	834
回数(回)	確保方策	805	820	820	825	835

(18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

【事業内容】

保育所その他の内閣府令で定める施設において、乳児又は幼児であって満3歳未満のもの(保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。)に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

国の算出方法に基づき推計しました。

【提供体制の考え方】

令和7年度中にニーズ調査を開始し、町内保育施設との調整を行い、令和8年度からの本格実施を目指します。

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
年間延べ利用 者数(人)	量の見込み	40	39	39	39	39
	確保方策	20	40	40	40	40
箇所数(か所)	確保方策	1	2	2	2	2

(19)産後ケア事業

【事業内容】

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

【量の見込みの考え方】

利用申請数は実績と利用可能医療機関の拡大等から見込みました。

利用回数については、最低1回とし、実績から1人当たりの利用回数を見込みました。

【提供体制の考え方】

町内外の医療機関・助産所等に委託し実施します。(令和6年11月時点の委託先は、19か所です。)また、必要な人が必要な時にこの制度を利用できるよう、制度の啓発促進にも積極的に取り組みます。

			令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
量 の 見 込 み	訪問型	利用申請数	60	60	60	65	65
		利用回数(回)	60	60	60	65	65
	日帰り型	利用申請数	60	60	60	65	65
		利用回数(回)	180	180	180	195	195
	宿泊型	利用申請数	10	10	10	15	15
		利用回数(回)	10	10	10	15	15
	合計	利用申請数	130	130	130	145	145
		利用回数(回)	250	250	250	275	275
確保方策			250	250	250	275	275

第6章 計画の推進体制



未来を担う子ども・若者が健やかに育ち、尊重され、安心して暮らせるまちを実現させるためには、家庭はもとより、地域や関係機関、そして行政が連携し、まちづくりに取り組んでいくことが重要です。

そのため、本計画の推進にあたっては、地域のさまざまな担い手がそれぞれの特徴や能力を活かし、お互いに連携を図りながら、「協働」による取り組みを推進していきます。

(1)家庭の役割

保護者は、子どもを育てる責任があることを理解し、家庭が子どもの生活習慣や人格を形成する重要な場所であることを認識する必要があります。子どもとの触れ合いやコミュニケーションを大切にし、明るい家庭を作りながら、子どもの成長に合わせた適切な家庭教育を行うことが求められます。また、家庭では、母親だけが子育ての負担を負うのではなく、家族全員が協力して子育てに参加することが重要です。

(2)地域の役割

地域は、子どもが健全に成長するためにとっても重要な場所です。子どもは地域との関わりを通じて、社会性を身につけて成長していきます。そのため、家庭環境や心身の障がいがあるかどうかに関係なく、すべての子どもが地域の人たちと交流しながら成長できるように、また、様々な体験を通じ、子どもの「自分で成長しようとする力」を伸ばすためにも、地域全体で、子ども・若者、子育て中の家庭を支援することが重要です。

(3)事業者の役割

すべての働く人が、仕事と家庭生活のバランスをとれる多様な働き方を選べるようにすることが重要です。また、職場を優先する考え方や、性別による役割分担の固定観念をなくし、働きやすい職場をつくることも重要です。そのためには、事業者がこのような環境を整える努力をし、働く人々もこの考え方を理解していくことが必要です。

(4)関係機関の役割

保育施設をはじめとした関係機関は、地域社会の一員として、より専門的な立場から、子ども・若者、子育て世代への支援を行っていく必要があります。今後も、引き続き、提供するサービスの量や質を確保し、多様化するニーズへ対応するための体制の確保等が求められます。

(5)行政の役割

行政は、子ども・若者、子育て世代の支援のため、保健・医療・福祉・教育及び環境整備など多様な分野にわたる取り組みが必要であるため、庁内関係部署や学校等との連携を図り、全庁一体となり、総合的な施策の推進に努めます。また、熊本県や近隣市町村、児童相談所等関係機関との連携の強化にも努めます。

(計画策定)

- 子ども・子育て会議での審議を踏まえた計画の策定
- 目標設定



プラン
Plan
計画



ドゥ
Do
実行

(計画の推進、事業実施)

- 各主体との連携・協働での実施

(実施状況等の点検・評価)

- 子ども・子育て会議における事業等の進捗状況等の評価



アクション
Action
改善



チェック
Check
確認・評価

(事業の継続・拡充・計画見直し)

- 予算編成等における事業評価
- 量の見込みと確保の内容の検討・見直し

資料編

平成25年9月19日条例第33号

改正

平成28年12月21日条例第31号

令和6年3月21日条例第11号

益城町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、益城町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 公募により選ばれた者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年12月21日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、平成28年6月1日から適用する。

附 則(令和6年3月21日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

敬称略・順不同

	氏名	所属
1	会長 今吉 光弘	熊本学園大学 非常勤講師
2	副会長 吉村 建文	益城町議会福祉常任委員会 委員長
3	荒木 豊美	益城町立益城幼稚園 園長
4	梅木 美賀	益城町立第5保育所 所長
5	平城 まき	第三空港保育園 園長
6	岩本 淳子	はなえみ保育園 園長
7	池田 美津子	益城町学校長会 代表（飯野小学校）
8	田口 裕美	益城町学童保育団体連絡協議会 保護者代表
9	福山 佐代子	益城町学童保育団体連絡協議会 支援員代表
10	中路 順子	益城町民生委員児童委員協議会 主任児童委員代表
11	松本 祐一郎	児童心理治療施設こどもL.E.C.センター 施設長
12	藤井 宥貴子	(有) ミュースプランニング 代表取締役
13	谷川 淳子	公募委員
14	白石 真樹	公募委員

3

パブリックコメントの結果

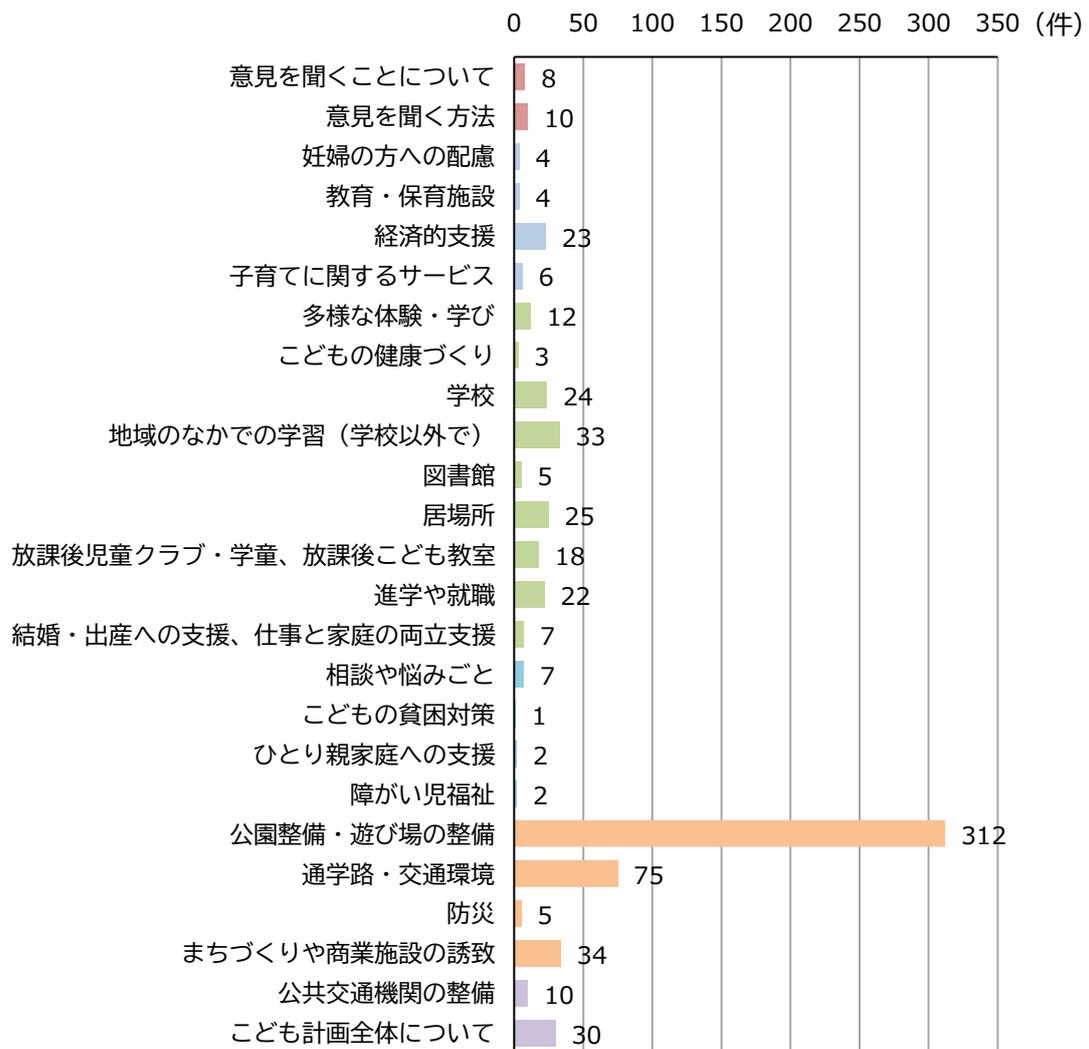
■パブリックコメントの実施状況

意見募集期間	令和7年1月27日(月)～令和7年2月16日(日)
意見提出方法	①オンライン専用フォームで提出 ②紙の意見書を提出(回収箱・郵送・FAX)
意見数	回答者数:オンライン547件(こども・若者496件/一般51件) 紙1件(一般1件) 全548件 意見数:682件 ※「特になし」など無効な意見や個別での対応が必要な意見など30件を除いた件数

意見に対する町の考え・回答は町ホームページで公表しました。計画の記載内容の修正・追記が必要な意見については計画に反映しています。

<基本目標ごとの意見数>

基本目標	分類	意見数
1. 地域全体でこどもまんなか社会を実現するまち	1-1 意見を聞くことについて	8
	1-2 意見を聞く方法	10
2. 安心してこどもを生ま育てることのできるまち	2-1 妊婦の方への配慮	4
	2-2 教育・保育施設	4
	2-3 経済的支援	23
	2-4 子育てに関するサービス	6
3. こども・若者が健やかに成長し、希望をもつことができるまち	3-1 多様な体験・学び	12
	3-2 こどもの健康づくり	3
	3-3 学校	24
	3-4 地域のなかでの学習(学校以外で)	33
	3-5 図書館	5
	3-6 居場所	25
	3-7 放課後児童クラブ・学童、放課後こども教室	18
	3-8 進学や就職	22
	3-9 結婚・出産への支援、仕事と家庭の両立支援	7
4. 多様なこども・若者、子育て世代が置かれた環境に関わらず幸せに暮らすことができるまち	4-1 相談や悩みごと	7
	4-2 こどもの貧困対策	1
	4-3 ひとり親家庭への支援	2
	4-4 障がい児福祉	2
5. こども・若者が安全に暮らすことのできるまち	5-1 公園整備・遊び場の整備	312
	5-2 通学路・交通環境	75
	5-3 防災	5
6. その他	6-1 まちづくりや商業施設の誘致	34
	6-2 公共交通機関の整備	10
	6-3 こども計画全体について	30
全体		682



改訂履歴

令和7年8月6日 P77(8)一時預かり事業(幼稚園の預かり保育以外) 確保方策を見直し

令和8年3月19日 P70(1)1号認定(教育標準時間認定) 量の見込み・確保の内容を見直し

P71(2)2号認定(保育認定) 確保の内容を見直し

P72(3)3号認定(保育認定) 確保の内容を見直し

P73(2)放課後児童健全育成事業 量の見込み・確保方策を見直し

益城町こども計画
(令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度))

発行年月:令和7年3月

発 行:益城町

〒861-2295

熊本県上益城郡益城町大字宮園702

TEL:096-286-3117

FAX:096-286-4523